グローバル IP ネットワークサービス利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

- 第1条 グローバル IP ネットワークサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するグローバル IP ネットワークサービスの利用について定めるものです。
- 2 グローバル IP ネットワークサービス契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 3 当社は、本規約によるほか、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約付属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。) その他の法令に基づき、契約者に対してグローバル IP ネットワークサービスを提供します。

(本規約の範囲等)

- 第2条 本規約は契約者と当社との間のグローバル IP ネットワークサービスに関する一切の関係に適用します。
- 2 当社がグローバル IP ネットワークサービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するグローバル IP ネットワークサービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

- 第3条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合、提供条件は変更後の規約によります。
- 2 本規約の変更は、当社ホームページその他当社が別に定める方法により、契約者に通知された時点に効力を生じるものとします。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のホームページ<u>(http://www.ntt.com/tariff/comm/)</u>その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(定義)

第5条 本規約において以下の用語は以下のことを意味します。

用語	定義
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通
	信の用に供すること
3 グローバルIPネットワ	主としてインターネット網に接続することを目的としてインターネットプロトコル
ーク	により符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との
	間を接続する伝送路設備及びこれと一体して設置される交換設備並びにこれらの附
	属設備をいう。以下同じとする。)
4 グローバルIPネットワ	グローバルIPネットワークを使用して行う電気通信サービス
ークサービス	
5 グローバルIPネットワ	当社からグローバルIPネットワークサービスの提供を受けるための契約
ークサービス契約	
6 グローバルIPネットワ	当社とグローバルIPネットワークサービスの契約を締結している者
ークサービス契約者	
7 付加サービス	グローバルIPネットワークサービスに付加的に提供されるサービス
8 アクセスコード	契約者がグローバルIPネットワークサービスを利用できるように当社により割り当
	てられたコード及びパスワード
9 提供条件書	本規約に基づいて提供されるグローバルIPネットワークサービスについて記し、当該
	グローバルIPネットワークサービスに適用される追加条件が記載してあるもの。本規
	約別紙を構成する。
10 申込書	契約者が押印し、当社が契約者に提供するグローバルIPネットワークサービスの料
	金、その他の条件を記したグローバルIPネットワークサービスの発注書
1 1 利用料金	当社がグローバルIPネットワークサービスを提供する対価として設定し、申込書に定
	めたグローバルIPネットワークサービスの利用にかかる費用
12 工事費	当社がグローバルIPネットワークサービスを提供する対価として設定し、申込書に定
	めたグローバルIPネットワークサービスの工事にかかる費用
13 固定型料金	利用料金のうち、グローバルIPネットワークサービスの種類及び品目、利用プランに
	応じて利用料金を定めるもの

14 従量型料金	-	
15 料金 利用料金及び工事費 本規約に基づいて当社のノードに設置される交換設備と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)の当社が指定する場所との間に設置される電気通信設備 17 アクセスライン グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と契約者の希望する場所との間に設置される当社以は当社以外の電気通信設備 グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と契約者の希望する場所との間に設置される当社又は当社以外の電気通信設備 グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と同の構内の当社が指定する場所との間に設置される当社の電気通信設備 アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線を収容するために当社が設置する電気通信設備 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるもの 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるもの 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備等規の係のもの 23 技術基準等 (1) 事業用電気通信設備規則、昭和60年郵政省令第30号) (2) 端末設備等規則、昭和60年郵政省令第30号) (3) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第30号) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 クローバレIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) アーバレIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信と明にでててる指定した記述形式での通信が表述を表述を表述といて、ドレーバスのは、「ドレーバス」 は対域に対域を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	14 従量型料金	利用料金のうち、グローバルIPネットワークサービスの種類及び品目、利用プランと
1 6 契約者指定回線 本規約に基づいて当社のノードに設置される交換設備と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)の当社が指定する場所との間に設置される電気通信設備 グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と契約者の希望する場所との間に設置される当社又は当社以外の電気通信設備 グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と契約 者の希望する場所との間に設置される当社の電気通信設備 グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と同の構内の当社が指定する場所との間に設置される当社の電気通信設備 アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線を収容するために当社が設置する電気通信設備 電気通信設備 電気通信設備 間がしの部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物のであるもの 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物であるもの 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの 2 1 自営電気通信設備 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備等別の (1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号) (2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件」という。) (4) 当社と契約者をの間に設置する法令の規定に基づき課税される消費税の額は、近半額を保持での条件 ファクセンター コワケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 本別の指定する施設 本別に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルフは接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 本別の指定する施設 本別に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルフは接続端、(具体的内容は承諾書に記載) 本別を接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 本別の指定する施設 ボースト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにするてを指定した記述形式で3 1 キャッシュサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ グローバルDNSサービス・ス・ア・ワーク上に設置できる最易りのキャッシュ 3 2 グローバルDNSサービス・ス・ア・ワーク的に正常に記憶できる最易ののキャッシュ 3 2 グローバルDNSサービス・ス・ア・ワークは同じに対してきる場別のキャッシュ 3 2 グローバルDNSサービス・ス・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア		
域内を含む。) の当社が指定する場所との間に設置される電気通信設備	15 料金	利用料金及び工事費
17 アクセスライン グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と契約者の希望する場所との間に設置される当社又は当社以外の電気通信設備グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と同の機構内の総社が指定する場所との間に設置される当社の電気通信設備のの構内の当社が指定する場所との間に設置される当社の電気通信設備と変するために当社が設置する電気通信回線設備の一端に接続される電気通信直線を収容するために当社が設置する電気通信回線設備の一端に接続される電気通信直線のあって、1の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるもの 2 1 自営端末設備 当社以外の者が設置する端末設備 2 2 自営電気通信設備 当社以外の者が設置する端末設備 2 3 技術基準等 (1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第31号)(2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。)(4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件)という。)(4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 2 4 消費税相当額 消費稅法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課稅される消費稅の額並に地方稅法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課稅される地方消費稅の額 2 5 POP (Point of Presence) グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント)Presence) 2 7 対象物件 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 8 コネクティビティサービス・スまのする状態を対しまでき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルスは接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 2 9 FODN (Fully Qualified Domain Name) ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例 www.ntt.com等) 3 0 オリジンサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバで列に上で設置するWebサーバの指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社者とくは当社の指定するネットワークに同に配信できる最寄りのキャッシュ 3 2 グローバDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	16 契約者指定回	線本規約に基づいて当社のノードに設置される交換設備と同一の構内(これに準ずる区
者の希望する場所との間に設置される当社又は当社以外の電気通信設備		域内を含む。)の当社が指定する場所との間に設置される電気通信設備
者の希望する場所との間に設置される当社又は当社以外の電気通信設備	17 アクセスライ	ングローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と契約
の構内の当社が指定する場所との間に設置される当社の電気通信設備 1 9 回線収容部 アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線を収容するために当社が設置する電気通信設備 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるもの 2 1 自営端末設備 当社以外の者が設置する端末設備 2 2 自営電気通信設備 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの 2 3 技術基準等 (1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号) (2) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 2 4 消費税相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和63年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 2 5 POP (Point of グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) Presence) 2 6 データセンター コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 2 7 対象物件 無規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 8 コネクティビティサ 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 7 対象物件 無規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 3 オリジンサーバ スは接続端末(具体的内容は承諾書に記載) ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例 www.ntt.com等) 3 1 キャッシュサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ ブローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社の グループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ		者の希望する場所との間に設置される当社又は当社以外の電気通信設備
19 回線収容部 アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線を収容するために当社が設置する電気通信設備 20 端末設備 電気通信設備 21 自営端末設備 当社以外の者が設置する端末設備 22 自営電気通信設備 当社以外の者が設置する端末設備 23 技術基準等 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの (1) 事果用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号) (2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第30号) (3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 24 消費税相当額 消費税の額並びに地力税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地力税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額並びに地力税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額立がに地力税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額立がに地力税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額立がに基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 27 対象物件 コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 28 コネクティビティサー・表約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 28 コネクティビティサー・表別に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 29 FODN (Fully Qualified Domain Name) ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式 (例 www.ntt.com等) 3 オリジンサーバ ガローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ グローバルIPネットワークと支払者が打定するネットワーク上に当社及び当社の グルーブ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ グルーブ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 3 グローバルDNSサービス・エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	18 構内配線	グローバルIPネットワークサービスを利用するために、契約者指定回線の終端と同一
置する電気通信設備 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるもの 2 1 自営端末設備 当社以外の者が設置する端末設備 2 2 自営電気通信設備 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの 3 技術基準等		の構内の当社が指定する場所との間に設置される当社の電気通信設備
2 0 端末設備 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるもの 2 1 自営端末設備 当社以外の者が設置する端末設備 2 2 自営電気通信設備 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの 2 3 技術基準等 (1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)(2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。)(4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件(以下「技術的条件」という。)(4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件(以下「技術的条件」という。)(4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件(以下「技術的条件」という。)(4) 当社の額値立びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 2 5 POP (Point of Presence) グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) 2 7 対象物件 プローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) 2 8 コネクティビティサージョンサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 8 コネクティビティサージス表別的に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルスは接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルスは接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 2 9 FQDN (Fully Qualified Domain Name) ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例www.ntt.com等) 3 0 オリジンサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバグローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社者しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバス・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	19 回線収容部	アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線を収容するために当社が設
が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内であるもの 2 1 自営端末設備 当社以外の者が設置する端末設備 2 2 自営電気通信設備 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの 2 3 技術基準等 (1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号) (2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等の技術的条件(以下「技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 2 4 消費税相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) Presence) 2 6 データセンター コウィンリアネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルしば表が指言は Domain Name) 3 0 オリジンサーバ 3 1 キャッシュサーバ 3 1 キャッシュサーバ 3 2 グローバルDNSサ 3 2 グローバルDNSサ 3 2 グローバルDNSサ 3 2 グローバルDNSサ 3 3 3 2 グローバルDNSサ 3 4 2 2 グローバルDNSサ 3 4 2 2 グローバルDNSサ 3 5 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		置する電気通信設備
物内であるもの 当社以外の者が設置する端末設備 当社以外の者が設置する端末設備 当社以外の者が設置する端末設備 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの (1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)	20 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所
2 1 自営端末設備 当社以外の者が設置する端末設備 2 2 自営電気通信設備 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの 2 3 技術基準等 (1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号) (2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等機制則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 2 4 消費税相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される・消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 2 5 POP (Point of Presence) グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) 2 7 対象物件 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 8 コネクティビティサービス 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルスは接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 2 9 FQDN (Fully Qualified Domain Name) 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルスと目続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例 www.ntt.com等) 3 0 オリジンサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ 3 1 キャッシュサーバ グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 3 2 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ		が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建
2 自営電気通信設備 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの 2 3 技術基準等 (1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号) (2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 2 5 POP (Point of Presence) グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) 2 6 データセンター コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 2 7 対象物件 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 8 コネクティビティサービス 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 2 9 FQDN (Fully Qualified Domain Name) ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例www.ntt.com等) 3 0 オリジンサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバのインスを社話しては当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しては当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 3 2 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ		物内であるもの
2 3 技術基準等 (1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号) (2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 2 4 消費税相当額 2 4 消費税相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 2 5 POP (Point of Presence) グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント) 2 6 データセンター コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 8 コネクティビティサービス 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルスは接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 2 9 FODN (Fully Qualified Domain Name) ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例www.ntt.com等) 3 0 オリジンサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ 3 1 キャッシュサーバ グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 3 2 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	2 1 自営端末設備	当社以外の者が設置する端末設備
(2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) (3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 2 4 消費税相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 2 5 POP (Point of Presence) 2 6 データセンター コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 2 7 対象物件 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 8 コネクティビティサービス スはラック間等を接続する通信ケーブルスは接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 2 9 FQDN(Fully Qualified Domain Name) グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ 3 1 キャッシュサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ 3 1 キャッシュサーバ グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 3 2 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	22 自営電気通信	設備 当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。) (4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件 2 4 消費税相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される 消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 2 5 POP (Point of Presence) 2 6 データセンター コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 2 7 対象物件 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 8 コネクティビティサービス	23 技術基準等	(1) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)
(4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件2 4 消費税相当額消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される 消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に 基づき課税される地方消費税の額2 5 POP (Point of Presence)グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント)2 6 データセンターコロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設2 7 対象物件本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載)2 8 コネクティビティサービス本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末(具体的内容は承諾書に記載)2 9 FQDN (Fully Qualified Domain Name)ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例www.ntt.com等)3 0 オリジンサーバグローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ3 1 キャッシュサーバグローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ3 2 グローバルDNSサエンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ		(2) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)
2 4 消費税相当額消費税法 (昭和63年法律第108号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される 消費税の額並びに地方税法 (昭和25年法律第226号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額2 5 POP (Point of Presence)グローバルIPネットワークと契約者との接続点 (アクセスポイント)2 6 データセンターコロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設2 7 対象物件本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等 (具体的内容は承諾書に記載)2 8 コネクティビティサービス本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末 (具体的内容は承諾書に記載)2 9 FQDN (Fully Qualified Domain Name)ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式 (例 www.ntt.com等)3 0 オリジンサーバグローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ3 1 キャッシュサーバグローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ3 2 グローバルDNSサエンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ		(3) 端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」という。)
消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 2 5 POP (Point of Presence) 2 6 データセンター コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 2 7 対象物件 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 2 8 コネクティビティサービス 又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 2 9 FQDN (Fully Qualified Domain Name) 3 0 オリジンサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ 3 1 キャッシュサーバ グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 3 2 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ		(4) 当社と契約者との間で別途定める技術的条件
基づき課税される地方消費税の額25 POP (Point of Presence)グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント)26 データセンターコロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設27 対象物件本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載)28 コネクティビティサービス本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末(具体的内容は承諾書に記載)29 FQDN (Fully Qualified Domain Name)ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例 www.ntt.com等)30 オリジンサーバグローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ31 キャッシュサーバグローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ32 グローバルDNSサエンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	24 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される
25 POP (Point of Presence)グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント)26 データセンターコロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設27 対象物件本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載)28 コネクティビティサービス本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルスは接続端末(具体的内容は承諾書に記載)29 FQDN (Fully Qualified Domain Name)ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例 www.ntt.com等)30 オリジンサーバグローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ31 キャッシュサーバグローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ32 グローバルDNSサエンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ		消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に
Presence) 26 データセンター コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設 27 対象物件 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 28 コネクティビティサービス 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルスは接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 29 FQDN (Fully Qualified Domain Name) ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例 www.ntt.com等) 30 オリジンサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバのインタースットコークを記述を表示のよび当社のがループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 32 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ		
26 データセンターコロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設27 対象物件本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載)28 コネクティビティサービス本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルスは接続端末(具体的内容は承諾書に記載)29 FQDN (Fully Qualified Domain Name)ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式(例 www.ntt.com等)30 オリジンサーバグローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ32 グローバルDNSサエンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	25 POP (Point o	f グローバルIPネットワークと契約者との接続点(アクセスポイント)
27 対象物件 本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 28 コネクティビティサービス 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル又は接続端末(具体的内容は承諾書に記載) 29 FQDN (Fully Qualified Domain Name) ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式 (例 www.ntt.com等) 30 オリジンサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 32 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	Presence)	
信設備等(具体的内容は承諾書に記載) 28 コネクティビティサービス	26 データセンタ	一 コロケーションサービス提供のための当社及び当社の指定する施設
28 コネクティビティサービス本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブルフは接続端末(具体的内容は承諾書に記載)29 FQDN (Fully Qualified Domain Name)ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式 (例 www.ntt.com等)30 オリジンサーバグローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	27 対象物件	本規約に基づき、保守の対象となる電気通信端末機器及びそれに附帯する設備等の通
ービス又は接続端末(具体的内容は承諾書に記載)29 FQDN (Fully Qualified Domain Name)ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式 (例 www.ntt.com等)30 オリジンサーバグローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ31 キャッシュサーバグローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社の グループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ32 グローバルDNSサエンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ		信設備等(具体的内容は承諾書に記載)
2.9 FQDN (Fully qualified Domain Name) ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式 (例 www.ntt.com等) 3.0 オリジンサーバ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ 3.1 キャッシュサーバ グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社の グループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 3.2 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	28 コネクティビ	ティサ 本規約に基づき、対象物件と回線サービス、又はラック間等を接続する通信ケーブル
Qualified Domain Name)(例 www.ntt.com等)3 O オリジンサーバグローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ3 1 キャッシュサーバグローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ3 2 グローバルDNSサエンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	ービス	又は接続端末(具体的内容は承諾書に記載)
30 オリジンサーバグローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ31 キャッシュサーバグローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社のグループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ32 グローバルDNSサエンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	29 FQDN (Fully	ホスト名に続けて、ドメイン名まで省略せずにすべてを指定した記述形式
3 1 キャッシュサーバ グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社の グループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 3 2 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	Qualified Domain N	ame) (例 www.ntt.com等)
グループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ 32 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	30 オリジンサー	バ グローバルIPネットワークサービス契約者がインターネット上に設置するWebサーバ
32 グローバルDNSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ	31 キャッシュサ	ーバ グローバルIPネットワーク上又は当社が指定するネットワーク上に当社及び当社の
		グループ会社若しくは当社の指定する会社が設置するコンテンツ配信サーバ
ービス機能 サーバに振り分ける機能	32 グローバルD	NSサ エンドユーザのアクセスを、ネットワーク的に正常に配信できる最寄りのキャッシュ
	ービス機能	サーバに振り分ける機能

(外国における取扱制限)

第6条 本規約に基づくグローバル IP ネットワークサービスの提供にあたっては、外国の法令、外国の電気通信事業者が 定める契約約款等により制限されることがあります。

(グローバル IP ネットワークサービスの終了)

第7条 当社は、契約者に対しあらかじめ書面で通知し、グローバル IP ネットワークサービス又はグローバル IP ネットワークサービスの一部を終了できるものとします。この場合、当社は、契約者及びその他のいかなる者に対しても、一切の責任を負わないものとします。

(グローバル IP ネットワークサービスの種類)

- 第8条 グローバル IP ネットワークサービスには、次の種類があります。
 - (1) トランジットサービス
 - (2) コロケーション向けトランジットサービス
 - (3) IPv6 ネイティブサービス
 - (4) スマートコンテンツデリバリー
 - (5) グローバルバーチャルリンク

第2章 契約

(契約の単位)

第9条 当社は、提供条件書に定める契約の単位毎に1のグローバル IP ネットワークサービス契約を締結します。この場合、契約者は1のグローバル IP ネットワークサービス契約につき1人に限ります。

(契約者指定回線の終端)

第10条 当社は、当社又は当社の指定するノード内において、配線盤等を設置し、これを契約者指定回線の終端としま す。

(グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の方法)

第11条 グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の 申込書及びその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に必要事項を記載し、当社に提出していただきます。

(グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の承諾)

- 第12条 当社は、グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。この場合、当社は契約者に対して承り書により通知します。グローバル IP ネットワークサービス契約は、同書面に記載された日付をもって成立することとします。
- 2 当社は、グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みを承諾するにあたり、利用開始希望日について契約者と協議し、決定します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、グローバル IP ネットワークサービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) グローバル IP ネットワークサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みをした者が、グローバル IP ネットワークサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みをした者が、第23条(利用停止)の規定に該当し、グローバル IP ネットワークサービスの利用を停止されている、又はグローバル IP ネットワークサービスの解除を受けたことがあるとき。
 - (4) グローバル IP ネットワークサービス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者が行うサービス内容の変更)

- 第13条 契約者が利用中のグローバル IP ネットワークサービス内容の変更を希望する場合(付加サービスの追加、変更、 廃止を含みます。) は、変更の旨及び変更する内容等を当社が指定する申込書に記載し、当社に提出していただきます。
- 2 前項の申込みがあったときは、当社は、第12条(グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の承諾)の規定に 準じて取り扱います。
- 3 前項の申込み承諾時には、契約者は、当社に対して申込書に定める料金を支払うものとします。
- 4 変更後のグローバル IP ネットワークサービスに係る利用料金は、当社が変更を承諾し、変更後のグローバル IP ネットワークサービスの利用を開始した日、又は当社が別途定める日より適用します。
- 5 本条第1項に基づき、契約者が申込書に記載されているアクセスライン又は構内配線の終端の場所について変更の申込みをした場合に、当該アクセスライン又は構内配線と接続する契約者指定回線について、他のノードの回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社はその変更を行うこととし、契約者には当該変更に伴い発生する工事費に消費税相当額を加算した額をお支払いいただきます。ただし、第12条(グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の承諾)第3項のいずれかに該当するときは、当社はその変更を行わないことがあります。この結果、契約者がグローバル IP ネットワークサービスを利用できなくなる場合、当社は契約者にそのことを通知します。

(届出事項の変更等)

- 第14条 契約者は、申込書に記載された契約者の名称、住所、その他グローバル IP ネットワークサービス契約に必要な 事項ついて変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出て頂きます。
- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 本条第1項に規定する変更の申し出を怠ったときにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(アクセスライン又は構内配線の接続)

第15条 契約者は、グローバル IP ネットワークサービスを利用するために接続されるアクセスライン又は構内配線について、その種類、品目その他必要事項を記載した当社所定の書面を当社に提出して頂きます。当社は、当該提出があった場合において、そのアクセスライン又は構内配線に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表若しくはそれに相当するものによりその接続が制限されるときを除き、その接続を承諾します。この場合において、当社は接続したアクセスライン又は構内配線の品質によりグローバル IP ネットワークサービスの品質が影響を受けたとしても責任を負わないものとします。

(権利及び義務の譲渡)

第16条 契約者は、グローバル IP ネットワークサービス契約に基づく自らの権利及び義務を第三者に売却又は譲渡することができません。ただし、当社が書面により承認した場合を除きます。

(契約者の地位の承継)

- 第17条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があった場合、相続人又は合併後存続する法人若 しくは合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていた だきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

(最低利用期間等)

- 第18条 当社が提供するグローバル IP ネットワークサービス (スマートコンテンツデリバリーを除く) には最低利用期間があり、その期間については提供条件書に定めるものとします。
- 2 スマートコンテンツデリバリーについては、契約期間があり、その期間については提供条件書に定めるものとします。 契約期間満了の1ヶ月前までに契約者又は当社より相手に契約解除又は契約内容変更の申し出がない場合、契約期間は 1年間自動更新されたものとみなします。
- 3 第13条(契約者が行うサービス内容の変更)に定めるグローバル IP ネットワークサービスの内容の変更があった場合、変更後のサービスの利用を開始した日より、新たに提供条件書に定める最低利用期間又は契約期間を開始するものとします。
- 4 本条第1項の最低利用期間内又は第2項に定めるスマートコンテンツデリバリーに係る契約期間内(更新期間を含みます)にグローバル IP ネットワークサービス契約の解除があった場合、契約者は固定料金については残余の期間分の利用料金に相当する額を、従量型料金については、残余の期間分の申込書に定めた利用プラン(従量型料金で当社が設定する最低利用速度をいう。)に対応する利用料金又は基本額に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。但し、当該グローバル IP ネットワークサービス契約の解除と同時に、それと同額又はそれよりも高い利用料金で新たなグローバル IP ネットワークサービス契約が締結される場合は、その限りではありません。
- 5 本条第1項の最低利用期間内又は第2項に定めるスマートコンテンツデリバリーに係る契約期間内(更新期間を含みます)に、第13条(契約者が行うサービス内容の変更)に定めるグローバル IP ネットワークサービスの内容の変更に伴う利用料金の減額があった場合、契約者は固定型料金については利用料金に相当する額、従量型料金については、申込書に定めた利用プランに対応する利用料金又は基本額に相当する額について、残余の期間に対応する減額による差額分を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。
- 6 契約者は、第1項の最低利用期間内又は第2項に定めるスマートコンテンツデリバリーに係る契約期間内(更新期間を含みます)に付加サービスの廃止があった場合、残余の期間分の付加サービスに係る利用料金に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

(契約者によるグローバル IP ネットワークサービス契約の解除)

第19条 契約者は、グローバル IP ネットワークサービス契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに当社に書面で通知 することにより契約解除することができます。

(当社によるグローバル IP ネットワークサービス契約の解除)

- 第20条 当社は、次の場合には、そのグローバル IP ネットワークサービス契約の解除をすることがあります。
 - (1) 第23条(利用停止)の規定により利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合
 - (2) アクセスライン又は構内配線の契約解除または利用休止があった旨契約者より届出があった場合又はその事実を知った場合。ただし、契約者が当該アクセスラインの契約解除と同時に、それに相当する別のアクセスラインの契約を締結した場合であって、契約者より本グローバル IP ネットワークサービス契約を継続したい旨の届出があったときは、この限りではない。
 - (3) サービスの提供が、技術上困難な場合又は当社の業務遂行上支障があると判断した場合。
- 2 当社は、契約者が第23条(利用停止)第1項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のグローバル IP ネットワークサービスに係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、グローバル IP ネットワークサービスの利用停止をしないで、そのグローバル IP ネットワークサービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は前2項の規定により、そのグローバル IP ネットワークサービス契約を解除するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(付加サービスの提供)

- 第21条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、提供条件書に定めるところにより付加サービスを 提供します。
 - (1) 付加サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

- (2) 付加サービスの提供を請求した契約者が、付加サービスに係る利用料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 付加サービスの提供を請求した契約者が、第23条(利用停止)の規定により、その付加サービスの利用を停止されている、又はその付加サービスの廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加サービスの提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のグローバルIPネットワークサービスに係る業務の遂行上支障があるとき。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条(グローバルIPネットワークサービス契約の申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第3章 利用中止等

(利用中止)

- 第22条 当社は、次の場合には、グローバル IP ネットワークサービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第24条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのグローバル IP ネットワークサービスの料金その他の債務(本規約の規定により、支払いを要することとなったグローバル IP ネットワークサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのグローバル IP ネットワークサービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第42条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 契約者指定回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 契約者指定回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者指定回線から取り外さなかったとき。
 - (5) 前4号のほか、本規約に反する行為であって、グローバル IP ネットワークサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりグローバル IP ネットワークサービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止を する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第24条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者指定回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

- 2 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、グローバル IP ネットワークサービスの 一部又は全部の利用を中止することがあります。

(修理又は復旧の順位)

第25条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧するものとします。この場合、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、
	通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、新聞
	社、放送事業者又は通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関との契約に係
	るもの
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第4章 料金等

(料金)

第26条 本規約に基づき提供されるグローバル IP ネットワークサービスに係る料金は、申込書に記載の通りとします。

(利用料金の支払い義務)

- 第27条 契約者は、そのグローバル IP ネットワークサービス契約について当社が承り書にて通知した利用開始日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、本規約に定める条件に基づき申込書に定める利用料金の支払いを要します。契約者が、当社の通知した利用開始日からグローバル IP ネットワークサービスの利用を開始しなかったときは、当社が通知した利用開始日をもって、利用を開始した日とみなします。
- 2 契約者は、そのグローバル IP ネットワークサービスに係る利用料金を、利用のあった月の翌月末日、または請求書に 別途記載されている支払い期日までに、当社から通知された方法で、支払い期日の到来する順序に従い支払うものとし ます。利用料金の支払いは後払いとし、適用される申込書に記載の内容で行うものとします。なお、支払いにかかる手 数料は契約者に負担いただきます。
- 3 契約者は、利用料金の支払いにあたって、相殺、減額、返金要求をすることはできません。
- 4 本条第1項の期間において、第22条(利用中止)等によりグローバル IP ネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
 - (1) 利用中止、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、グローバル IP ネットワークサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのグロー	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間
バルIPネットワークサービスを全く利用できない	(1時間の倍数である部分に限ります。)に対応する当該グ
状態(そのグローバルIPネットワークサービス契約	ローバルIPネットワークサービスの利用料金。(スマートコ
に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用で	ンテンツデリバリーについて、申込書に定める加算額に相当
きない状態と同程度の状態となる場合を含みま	する部分及びコロケーションサービスについて、申込書に定
す。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きま	める利用料金を除く。)
す。) にそのことを当社が知った時刻から起算して、	
1時間以上その状態が連続したとき。	
2 回線収容部の変更に伴って、グローバルIPネット	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とし
ワークサービスを利用できなくなった期間が生じ	た日の前日までの日数に対応する当該グローバルIPネット
たとき(契約者の都合によりグローバルIPネットワ	ワークサービスの利用料金。(スマートコンテンツデリバリ
ークサービスを利用しなかった場合であって、その	一について、申込書に定める加算額に相当する部分及びコロ
回線収容部を保留したときを除く。)	ケーションサービスについて、申込書に定める利用料金を除
	< ₀)

- 5 前項に関わらず、提供条件書にサービス品質保証(SLA)に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 6 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 7 本条第4項第2号の表内の支払いを要しないグローバル IP ネットワークサービスについて、利用料金が合算で規定 されている等して契約単位毎の利用料金が不明確な場合、次の方法にて対象の利用料金を算出する。
- (1) トランジットサービス又はコロケーション向けトランジットサービスの場合、合算で規定された利用料金を各回線の品目(契約帯域)に応じて按分することにより各回線の利用料金を算出し、その利用料金に基づき支払いが不要な利用料金の額を算出する。
- (2) スマートコンテンツデリバリーの場合、合算で規定された利用料金を合算対象の FQDN の数で割ることにより、FQDN 毎の利用料金を算出し、その利用料金に基づき支払いが不要な利用料金の額を算出する。

(利用料金の計算方法)

- 第28条 当社は、本規約に基づき契約者に提供するグローバル IP ネットワークサービスの利用料金を、暦月毎に計算します。但し、次のいずれかの場合には、当該月額利用料金(スマートコンテンツデリバリーについて申込書に定める加算額に相当する部分を除く)を利用日数に応じて日割りするものとします。なお、当該月額利用料金の日割りは、暦月数により行います。
 - (1) グローバル IP ネットワークサービスの利用開始日が暦月の初日以外となる場合
 - (2) 暦月の初日以外に契約の解除又はサービスの廃止があった場合
 - (3) グローバル IP ネットワークサービスの利用開始日が暦月の初日であり、同日に当該サービスの契約解除又は廃止があった場合
 - (4) 第27条(利用料金の支払い義務)第4項第2号の表の規定に該当する場合

(工事費の支払い義務等)

- 第29条 グローバル IP ネットワーク契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は申込書に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 前2項の規定に関らず、コロケーションサービスについて、グローバル IP ネットワークサービス契約成立後、サービス利用開始日までの期間に契約者の都合により契約が解除、またはコロケーションサービスの一部が取り消された場合、契約者は当社に対し、申込書に定めるコロケーションサービスに係る初期費用及び利用料金の1ヶ月分を支払うものとします。

(保証金の支払い)

第30条 当社が別途定める信用度基準を契約者が満たしていない場合、契約者は、当社が別に定める条件に基づき保証金を支払うものとします。契約者による保証金の支払いが行われない場合、第12条(グローバル IP ネットワークサービス契約の申込の承諾)の規定に関わらず当社は申込を受諾しないことがあります。

(延滞利息)

- 第31条 料金またはその他の債務(延滞利息を除く)について、支払期日を経過しても契約者より支払いがない場合、当社は、契約者に支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として請求するものとします。但し、支払期限の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
 - (注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

(割増金)

第32条 契約者は、料金の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とする。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(当社が別に定める課税対象外サービスの料金の場合はその免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払うものとします。

(追加料金)

第33条 グローバル IP ネットワークサービスの提供条件又は当社が別に定める作業書等に定めていない作業が当社に発 生した場合、契約者はその作業にかかった実費を支払うものとします。

(端数処理)

第34条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てま す。

(消費税相当額の加算)

- 第35条 料金に消費税相当額は含まれません。契約者は、申込書に定める料金のうち、全ての工事費及び当社が別に定める課税対象のグローバル IP ネットワークサービスの利用料金に消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。
- 2 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 第36条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を 減免することがあります。
 - (注) 当社は、料金の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

第5章 責任の制限等

(責任の制限)

- 第37条 当社は、グローバル IP ネットワークサービス(コロケーションサービスを除く)を利用する者に与えた損害についての賠償の責任は負いません。
- 2 なお、コロケーションサービスに係る当社の責任については、コロケーションサービスの提供条件書に定めるものと します。

(免責)

- 第38条 当社は、グローバル IP ネットワークサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、本規約の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更(交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合、当社は、その改造等に要する費用のうち、その変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

第6章 保守

(契約者の維持責任)

第39条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するように維持するものとします。

(契約者の切分責任)

第40条 契約者は、グローバル IP ネットワークサービスを利用できなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障その他の原因のないことを確認の上、当社に修理の請求をするものとします。前述の請求があった場合、当社は試験を行い、その結果を契約者に通知します。試験の結果、当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者はその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。なお、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備についてはこの限りではありません。

第7章 雑則

(承諾の限界)

第41条 当社は、契約から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守 することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場 合、その理由を契約者に通知することとします。

(利用に係る契約者の義務)

- 第42条 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき

設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

- (4) 当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗及び法令に反する、又は他人の利益を害する態様でグローバル IP ネットワークサービスを利用しないこと。
- (6) 当社が別途、当社のホームページに定める利用規定を遵守すること。本利用規定はグローバル IP ネットワークサービス契約の一部を成すものであり、契約者はその時の最新版に従うものとします。当社は必要に応じて利用規定を変更ことがあり、変更後の版はホームページに掲載された時に有効になります。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、 修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

(設置場所の提供等)

- 第43条 契約者は、契約者指定回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内において、当社が契約者指定回線及び端末設備を設置するために必要な場所を提供するものとします。ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者指定回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。また、契約者は当該構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。
- 2 契約者は、当社がグローバル IP ネットワークサービス契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気を提供するものとします。

(契約者からの通知)

第44条 契約者は、アクセスラインについて利用休止、利用権の譲渡、契約解除又はその他の異動があった場合には、 その内容についてすみやかに当社に通知するものとします。

(契約者に対する通知)

- 第45条 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとします。
 - (2) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、あるいは FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 契約者がグローバル IP ネットワークサービスの利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物を発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。
- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項第各号の手続に代えることができるものとします。

(アクセスコードの管理)

第46条 契約者は、アクセスコードを許可がない者に知られることのないよう管理しなければなりません。契約者は、アクセスコードが外部に漏れた疑いがあるときは、当社に速やかに通知し、可能であれば、アクセスコードを変更するものとします。契約者がアクセスコードを変更できないときには、当社は、契約者の要請に応じて、新しいアクセスコードを発行することとします。当社は、アクセスコードのセキュリティが危険にさらされていると考える場合には、これを取り消すことができます。当社は、契約者に通知の上、契約者のアクセスコードを随時変更できるものとします。

(守秘義務)

- 第47条 契約者及び当社はグローバル IP ネットワークサービス契約に関し知り得た相手方の業務上、技術上、経営上、 その他全ての秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者 に対して漏洩し、又はグローバル IP ネットワークサービス契約の履行以外の目的に使用してはなりません。ただし、次 のいずれかに該当するものについては、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 公知の事実
 - (2) 正当な権利を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく自己が合法的に入手したもの
 - (3) 開示した情報によらずして自己が独自に開発したもの
 - (4) 相手側から開示される以前に自己が正当に保持していたもの
 - (5) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められたもの
- 2 契約者及び当社は、前項により取得した情報の社内利用について、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適切に流用してはなりません。
- 3 契約者及び当社が前2項の規定に違反し相手方に損害を与えた場合は、第37条(責任の制限)の規定に関わらず、 双方協議の上損害賠償の責を負うものとします。その場合、通常の直接損害に限り、その賠償責任を負うものとします。
- 4 本条の規定は、グローバル IP ネットワークサービス契約終了後においても、その効力を失わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

- 第48条 当社は、グローバル IP ネットワークサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取り扱いについては、 当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

(知的財産権の帰属)

第49条 グローバル IP ネットワークサービスの提供に際して当社より提供されるソフトウエア等の知的財産、ノウハウ についての権利は当社あるいは正当な権利を有する第三者にあります。

(紛争の解決)

- 第50条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り 円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。
- 3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(別紙1)トランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本トランジットサービス提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

	種類		SLA
	トランジットサービス		対象
グローバル IP ネットワーク		IPv6 / IPv4 デュアルサービス	対象
サービス	付加サービス	バックアップポートサービス	対象外
		DNS サービス	対象外
		IP アドレス割り当て	対象外
		トラフィック解析ツール	対象外
		グローバルインターネット VPN サービス	対象外
		ブラックホールサービス	対象外
		DDoS プロテクションサービス	対象

2. 概要

トランジットサービスは、当社のグローバル Tier IIP バックボーンへの直接接続をご提供するサービスです。

3. サービス提供条件

- 1) サービスの提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでです。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含みません。
- 2) 契約の単位はアクセスライン毎です。
- 3) POP の設置拠点:

東京(大手町)、大阪(堂島)、その他当社が別に申込書の定める拠点

- 4) 料金メニューには固定型と従量型があります。
- 5) 最低利用期間はサービス利用開始日から起算して一年間です。
- 6) トラヒックは受信速度と送信速度が同じ対称型での提供となります。
- 7) サポートするルーティングプロトコルは BGP4 またはスタティックです。
- 8) 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 9) トランジットサービスにおいて提供するインターフェース、アクセスラインは別途申込書に定めます。
- 10) トランジットサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「IPトランジットサービスのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
- 11) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

通網工事費(トランジットサービス)

〇月額利用料金

トランジットサービス使用料

- 12) 契約者のご要望に応じてマルチキャスト機能を提供いたします。
 - (1) トランジットサービスでマルチキャストのパケット通信を可能にする機能です。
 - (2) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める料金が工事費として追加されます。
 - (3) ご利用条件によっては、マルチキャスト機能の提供ができない場合がございます。
- 13) 契約者のご要望に応じてリンクアグリゲーションでの提供に対応いたします。
 - (1) リンクアグリゲーションとは、複数の物理的な回線を仮想的な1本の回線とし、束ねた帯域を利用できるようにする技術です
 - (2) 対応するインターフェース種類は 10GBase-LR です。
 - (3) 束ねる物理回線数には、当社が別に定める上限がございます。
 - (4) LACP(原則 Fast モード)での提供です。
 - (5) IEEE802.3ad に準じた機器をお使いいただきます。
 - (6) リンクアグリゲーションでご利用いただくトランジットサービスは、故障通知SLAの対象外です。
 - (7) アクセス回線の種類により、ご利用になれない場合がございます。
 - (8) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「IPトランジットサービスのご提供に関する確認事項」に従うものとします。

4. 従量型料金の課金方式

当社は従量型料金の課金方式として、95%ピーク課金方式および、平均課金方式の二つの方式をご提供しています。いずれかの方式を事前にお選びいただき、それにより算出した課金対象使用量と申込書に定める料金に基づき毎月のご利用料金を決定いたします。

1) 課金方式のしくみ

95%ピーク課金方式のしくみは以下のとおりです。

- (1) 5 分毎にインバウンドトラヒック(契約者の端末設備から当社の電気通信設備へのトラヒックを言います。以下同じとします。)とアウトバウンドトラヒック(当社の電気通信設備から契約者の端末設備へのトラヒックを言います。以下同じとします。)を当社の機器により測定し、各々の5分間の平均のデータ転送量(bps)を計算します。
- (2) インバウンドトラヒックとアウトバウンドトラヒックのうち、該当 5 分間の値の大きい方を平均データ転送量として採用します。
- (3) 1ヶ月間の5分毎に算出した平均データ転送量全てを、小さいものから順に昇順に並べ替えます。
- (4) 昇順に並び替えた全平均データ転送量の内、大きい方から 5%にあたる分を取り除いた後の最大値(95%の値)がその月の課金対象使用量となります。

平均課金方式のしくみは以下のとおりです。

- (1) 5 分毎にインバウンドトラヒックとアウトバウンドトラヒックを当社の機器により測定し、各々の 5 分間の平均のデータ転送量(bps)を計算します。
- (2) 全ての 5 分間の平均データ転送量を元に、インバウンドトラヒックとアウトバウンドトラヒックそれぞれにおいて当該月の平均データ転送量を算出します。
- (3) インバウンドトラヒックとアウトバウンドトラヒックの平均データ転送量のうち、値の大きい方をその月の課金対象使用量として採用します。

2) 計測対象期間

いずれの課金方式においても、平均データ転送量の計測は、以下に規定する計測対象期間において、回線収容部毎に行います。

区分	計測対象期間
サービスの利用を開始した暦月	サービス利用開始日の当社が別に定める時刻からその暦月の末日まで
サービスの利用を開始した暦月の翌暦 月及びこれに引き続く各暦月	その暦月の初日から末日まで
サービスの利用を終了した暦月	その暦月の初日から利用終了日の当社が定める時刻まで

5. 付加サービス提供条件

- 1) IPv6 / IPv4 デュアルサービス
 - (1) IPv6 / IPv4 デュアルサービスは、一本のアクセスラインでグローバル IP ネットワークにおいて IPv4 及び IPv6 双方の プロトコルによるパケット通信を行うことを可能にするサービスです。
 - (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
 - (3) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

IPv6 / IPv4 デュアルサービス工事費

〇月額利用料金

IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料

2) バックアップポートサービス

- (1) バックアップポートサービスは、トランジットサービス用のルータとは別のルータのポートをスタンバイ用として用意し、スタンバイ用ルータと契約者の端末設備間に予備回線を設置して、当社の電気通信設備の障害により通信が全くできない状態が生じた場合に自動的に瞬時に予備回線に切り替えるサービスです。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) ご利用になるアクセスラインの種類によって、このサービスを利用できない場合があります。
- (4) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

バックアップポートサービス工事費

〇月額利用料金

バックアップポートサービス使用料

3) DNS サービス

- (1) DNS サービスは、当社の電気通信設備により契約者が取得した独自ドメインのホスト名/IP アドレスの相互変換を行う DNS (Domain Name System) 機能を提供するサービスです。契約者のご要望によりプライマリまたはセカンダリ DNS 機能を提供します。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

プライマリ DNS サービス工事費

〇月額利用料金

プライマリ DNS サービス使用料

4) IP アドレス割り当て

- (1) IP アドレス割り当ては、当社が契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)にトランジットサービスに係る IP アドレスの割当て若しくは返却の申請手続を行うサービスです。
- (2) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) /30 アドレスブロック以上が必要な場合には当社にアドレス使用計画情報を報告していただく必要があります。
- (4) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

IP アドレス割当サービス費用(1割当て申請毎)

5) トラフィック解析ツール

(1) サービスメニュー

トラフィック解析ツールには以下のメニューがあります。

種類		
析り	ベーシック	
ĺĺį́	スタンダード	
ルック	アドバンス	
解	付加サービス	ポリシー追加

(2) 概要

トラフィック解析ツールは、当社のネットワーク上にある電気通信設備を活用し、契約者のネットワークを監視し、異常トラフィックをリアルタイムに検知することができるサービスです。また、ポータルサイトにて各種情報を提供するとともに、異常トラフィックも除去することができます。

(3) トラフィック解析ツール提供条件

- (i) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。なお、IPv6 / IPv4 デュアルサービスをご利用の場合は、IPv6 のトラフィックの解析は対象外となります。
- (ii) 提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでとなり、グローバル IP ネットワーク上に設置されているトラフィック解析ツールによるサービス提供となります。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含みません。なお、提供エリアについては、当社が別に定める「トラフィック解析ツールのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
- (iii) 契約の単位はアクセスライン毎です。
- (iv) 最低利用期間はサービス利用開始日から起算して一年間です。なお、トランジットサービスご利用途中にトラフィック解析ツールの申込みを行った場合は、トランジットサービスの最低利用期間も同様にトラフィック解析ツールご利用開始日から起算して新たに一年間となります。なお、ポリシーの追加、変更、削除の場合はこの限りではありません。
- (v) 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- (vi)トラフィック解析ツールにおいて提供するインターフェースおよび自営端末設備の接続仕様は別途申込書もしくは「トラフィック解析ツールのご提供に関する確認事項」に定めます。
- (vii) トラフィック解析ツールに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「トラフィック解析ツールのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
- (viii) アドバンスメニューにおいて、同時に防御できるホストアドレス数は5までとし、それを超える場合は、当社にて通知な く削除する場合があります。
- (ix) トランジットサービスでご利用になっている電気通信設備の状況により、このサービスを利用できない場合もしくは工事期間に時間を要する場合があります。
- (x) 契約者の責に帰すべき事由によって、当社または当社のグローバル IP ネットワークと直接接続のある顧客、パートナー企業またはグローバル IP ネットワークと直接接続のない第三者が被害を被った場合は、本サービス契約者は直ちにその損害を賠償いただきます。
- (xi) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (xii) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

トラフィック解析ツール工事費

〇月額利用料金

トラフィック解析ツール使用料

(4) カスタマーポータル

(i) トラフィック解析ツールをご利用の契約者の利便性を高めるために無料で提供する機能です。カスタマーポータルで 提供する情報及び機能は以下の通りです。

- -Traffic メニュー
- -Detection メニュー
- -Mitigation メニュー
- -ユーザ設定メニュー
- (ii) ポリシー毎の提供になります。複数のアクセスラインを1つのポリシーというグループでまとめて1契約として提供する こともできます。
- (iii) Web インターフェースのご提供となります。そのため、契約者の使用するブラウザを当社指定のバージョンにしていた だくことが前提となります。
- (iv) 本レポートの表示データについては、一部または全部の欠落及び異常が生じる場合があります。
- (5) 付加サービス提供条件

ポリシー追加:

- (i) 複数のポリシーを1契約で提供することができます。ポリシーを追加することで各種レポート等別に取得することが可能
- (ii) トラフィック解析ツールをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (iii) トラフィック解析ツールに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (iv) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「トラフィック解析ツールのご提供に関する確認事項」に従うものとしま ・す。 (v)ご請求する料金の種類は以下の通りです。

ポリシー追加工事費

〇月額利用料金

ポリシー追加料

- 6) グローバルインターネット VPN サービス
 - (1) 当社が設置する電気通信設備において、IP セキュアポート(IP セキュリティプロトコルにより通信する場合の論理的なポー トをいいます。以下、同じとします。)を設定して暗号化又は複合化を行うことにより、IP セキュリティプロトコルによる通信を 可能とするサービスです。
 - (2) 詳細の提供条件は、当社が別に定める「グローバルインターネット VPN 提供条件書」に基づきます。
- 7) ブラックホールサービス
 - ブラックホールサービスは、1IP を表す経路に特別なコミュニティ(ブラックホールコミュニティ)を付与して経路広告いた だくことにより、その IP 宛のパケットを自動的に廃棄するサービスです。
 - トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。 (2)
 - 本付加サービスのご利用には、事前にグローバル IP ネットワーク側にて設定工事が必要となります。 (3)
 - 本付加サービス単独でのお申込の場合、(3)に定める設定工事に係る工事費をいただきます。金額は申込書に定めま (4)

(トランジットサービスと同時にお申込いただく場合、本付加サービスに係る設定工事費の追加支払いは不要です。)

- 無効化する IP は IPv4 で 1IP(/32)単位であり、お客様より経路広告していただきます。 (5)
- (6) ブラックホールコミュニティを付与した IP 宛への通信は全て無効化され、当該 IP は利用不可となります。
- ご請求する料金の種類は以下のとおりです。金額は申込書に定めます。 (7)
 - 〇初期費用

通網工事費(トランジットサービス)

- 8) DDoS プロテクションサービス
 - (1) DDoS プロテクションサービスは、分散型サービス妨害(DDoS)攻撃によって生じる、グローバル IP ネットワー クで提供される契約者のインターネット接続に対する影響を軽減するサービスで、契約者の IP アドレス帯に対し て提供します。
 - (2) 当社は、契約者からの申告に基づき、影響を軽減する措置を実施します。当該措置の解除については当社の判 断に基づき実施します。当該措置の実施から解除までを以下 DDoS 軽減イベントといいます。
 - (3) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
 - (4) 提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでとなり ます。契約者がグローバル IP ネットワークに接続している全てのポートが対象となり、一部のポートのみを本付 加サービスの対象とすることはできません。また、本付加サービスの提供範囲に自営端末設備や自営電気通信設備 は含みません。
 - (5) DDoS プロテクションサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「DDoS プロテクションサービ スのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
 - (6) 当社は、DDoS プロテクションサービスに係る通信の品質を保証しません。DDoS プロテクションサービスは、全 ての DDoS 攻撃を軽減することを保証するものではありません。また、DDoS 軽減イベントを実施後、通信の一部も しくは全部に遅延もしくはパケット損失が発生する場合があります。
 - (7) トランジットサービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (8) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。

〇初期費用

通網工事費(DDoS プロテクションサービス)

〇月額利用料金

DDoS プロテクションサービス使用料

DDoS プロテクションサービス使用料は月額基本料と DDoS 軽減イベント毎に課金されるイベント料から構成されます。

- (9) 通網工事費及び DDoS プロテクションサービス使用料の月額基本料は申込書に定めます。
- (10) イベント料は、請求対象となる当該月に発生する各 DDoS 軽減イベントにおけるイベントデータ量に基づいて - 計算されます。イベント料の計算方法は次の通りとなります。

「イベント料」=(「イベントデータ量」×「イベント単価」)×(「イベント間隔」/「月間ポーリング数」)「イベントデータ量」は、5分毎のデータ測定において計測された DDoS 軽減イベント期間中に軽減したデータ量の 95%ピークを指します。

「イベント単価」は、申込書に定めるイベントデータ量に乗じる Mbps 単価を指します。

「イベント間隔」は、DDoS 攻撃に対して DDoS 軽減が有効であった時間を指します。これは DDoS 軽減イベント期間中に取得される 5 分毎のデータ測定の回数で定義されます。

「月間ポーリング数」は、請求対象となる月における5分毎のデータ測定の総回数を指します。

各イベント料は、各 DDoS 軽減イベントにおけるイベント間隔とイベントデータ量に基づき独立に計算されます。 また、これらの計算は当社の測定方法、システム及び報告に基づいて行われるものとします。

6. トランジットサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

トランジットサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」、「故障通知」、「平均ジッタ」、「最大ジッタ」の 6 項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2) 保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して 15 分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める 1 回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15 分未満」に達しなかった場合が1の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の 30 分の 7 を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	月額利用料金の 30 分の 1
1 時間以上 2 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 1
2 時間以上 3 時間未満の場合	月額利用料金の 10 分の 1
3 時間以上 4 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 2
4 時間以上 5 時間未満の場合	月額利用料金の 6 分の 1
5 時間以上 6 時間未満の場合	月額利用料金の 5 分の 1
6 時間以上の場合	月額利用料金の 30 分の 7

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-Asia (アジア域内)	95ms
Intra-US(米国内)	60ms

Intra-Europe(欧州内)	35ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms
Japan-Europe(日欧間)	300ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の「(2) 遅延時間」の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超えた場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(4) 故障通知

当社は、日本国内の POP に接続されたアクセスラインまたは構内配線の契約者設備側の終端に設置した自営端末設備等を Ping により監視し、当社が別に定める期間継続して応答がなかった場合故障を検知したとみなし、その故障を検知した時刻から起算して 30 分以内に契約者が指定するメールアドレスもしくは FAX 番号へ故障の発生をお知らせすることができなかったときは、月額利用料金の 1/30 を返還します。故障を検知した後 30 分以内に故障の発生をお知らせできないことが1の暦月において複数回となる場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

(5) 平均ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりジッタ値を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均ジッタ値とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均ジッタ値が基準値「0.5ms」を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(6) 最大ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりジッタ値を測定し、該当暦月に測定したすべてのジッタ値のうち、10ms を超える割合が基準値「0.1%」を超えた場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(7) その他

(1)から(6)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の利用料金(付加サービスに係る利用料金を除きます)となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、 故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLAに係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い 義務)第4項の規定を適用します。

(1) 「可用性」に係る SLA 対象外事項

- (i) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合
- (ii) サービス提供範囲外における故障の場合

(2) 「故障通知」に係る SLA 対象外事項

- (i) 故障を当社が知った時点において、そのグローバル IP ネットワークサービスについて利用中止としている場合であって当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合又は利用停止としている場合
- (iii) サービス提供範囲外における故障の場合
- (iv) 契約者が当社に修理依頼の連絡をしたことにより、当社がサービスの故障を知った場合
- (v) リンクアグリゲーションでのサービス提供の場合
- (vi) グローバル IP ネットワークに日本国外の POP で接続している場合

- (3) 「遅延時間」「パケットロス」「平均ジッタ」「最大ジッタ」に係る SLA 対象外事項
 - (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合
- (4) 全項目共通の SLA 対象外事項
 - (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
 - (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
 - (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合
 - (iv) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
 - (v) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合

7. IPv6 / IPv4 デュアルサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

IPv6/IPv4 デュアルサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」の3項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して 15 分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める 1 回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15 分未満」に達しなかった場合が1の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の 30 分の 7 を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	月額利用料金の 30 分の 1
1 時間以上 2 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 1
2 時間以上 3 時間未満の場合	月額利用料金の 10 分の 1
3 時間以上 4 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 2
4 時間以上 5 時間未満の場合	月額利用料金の6分の1
5 時間以上 6 時間未満の場合	月額利用料金の 5 分の 1
6 時間以上の場合	月額利用料金の 30 分の 7

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの 往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平 均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった 場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-Asia (アジア域内)	95ms
Intra-US(米国内)	60ms
Intra-Europe(欧州内)	35ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms
Japan-Europe (日欧間)	300ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の「(2) 遅延時間」の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値

の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超えた場合、当社は月額利用料金の1/30を返還します。

(4) その他

(1)から(3)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料(IPv4 に係る利用料金を除きます)となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、 故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い 義務)第4項の規定を適用します。

(1)「可用性」に係る SLA 対象外事項

- (i) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合
- (ii) サービス提供範囲外における故障の場合
- (2)「遅延時間」「パケットロス」に係る SLA 対象外事項
 - (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合
- (3) 全項目共通の SLA 対象外事項
 - (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
 - (ii)契約者からの返還申請がなかった場合
 - (iii)天災等、当社の不可抗力による場合
 - (iv) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
 - (v) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合
- 8. DDoS プロテクションサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

DDoS プロテクションサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「DDoS 軽減イベント 申告時の応答時間」の 1 項目になります。万が一サービス品質がその基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。なお当社は DDos プロテクションサービスが契約者の期待する効果や品質に適合的であること及び有用であることを保証するものではありません。

2) 保証内容と返還方針

DDoS 軽減イベント申告時の応答時間

契約者が当社に DDoS 軽減イベントを開始するよう要請する場合(当社が別に定める方法に限ります。)、当社はその要請を受理した時刻から起算して 30 分以内に必要なトラブルシューティング及び調査を開始するため契約者に連絡するものとします。当社の責めによらない事由で要請を受理できなかった場合には、あらためて当社が要請を受理した時刻から応答時間を起算するものとし、また当社からの連絡に対し、当社の責めによらない事由で契約者が応答しなかった場合も当社が当該連絡の発信を試みた時点で応答があったものとみなします。この応答時間が 30 分を超過した場合、該当の DDoS 軽減イベントに対し契約者が支払うイベント料の 50%相当額を返還します。

3) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、 故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

4) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い 義務)第4項の規定を適用します。

(1) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があ

らかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合

- (2) サービス提供範囲外における故障の場合
- (3) グローバル IP ネットワークへのアクセス回線の故障
- (4) 計画メンテナンス及び緊急メンテナンスの場合
- (5) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
- (6) 契約者からの返還申請がなかった場合
- (7) 天災等、当社の不可抗力による場合
- (8) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
- (9) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合
- (10) 懈怠、故意の不正行為、又は、当社のサービス提供条件或いは当社の利用規定に違反するグローバルIP ネットワーク 又は DDoS プロテクションサービスの利用等を含む、契約者の作為又は不作為(および契約者が雇用した又は正当な権限 を付与した第三者の作為又は不作為)によるグローバル IP ネットワークの故障

5) その他

当社は、当社の仕組みにより当社自身で応答時間を測定するものとします。当社は、応答時間測定の仕組み及び方法を、契約者への予告なしに定期的に変更できるものとします。

(別紙2)コロケーション向けトランジットサービス提供条件書

1. サービスメニュー

本コロケーション向けトランジットサービス提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

		種類	
	コロケーション向けトランジットサービス		対象
グローバル IP ネットワーク		コロケーションサービス	対象外
サービス	付加サービス	IPv6 / IPv4 デュアルサービス	対象
		バックアップポートサービス	対象外
		DNS サービス	対象外
		IP アドレス割り当て	対象外
		トラフィック解析ツール	対象外
		ブラックホールサービス	対象外
		DDoS プロテクションサービス	対象

2. 概要

コロケーション向けトランジットサービスは、当社又は当社の指定するコロケーションサービスをご利用の契約者に対して、当社のグローバル Tier1IP バックボーンへの直接接続をご提供するサービスです。

3. サービス提供条件

- 1) サービスの提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでです。サービスに自営端末設備やラック、構内配線は含みません。
- 2) 契約の単位は構内配線毎です。
- 3) POP の設置拠点:

東京(大手町)、大阪(堂島)、その他当社が別途申込書の定める拠点

- 4) 料金メニューには固定型と従量型があります。
- 5) 最低利用期間はサービス開始日から起算して一年間です。
- 6) トラヒックは受信速度と送信速度が異なる非対称型での提供となります。受信帯域(当社の電気通信設備から契約者の端末設備へのトラヒックの帯域)が送信帯域(契約者の端末設備から当社の電気通信設備へのトラヒックの帯域)の 1/4 となります。 (例:受信 0.25Mbps に対して送信 1Mbps)
- 7) サポートするルーティングプロトコルはスタティック又は BGP です。
- 8) 契約者は、当社の又は当社の指定するコロケーションサービスに契約していることが必要となります。
- 9) 契約者宅からコロケーションスペースに対して1のグローバル IP ネットワークサービス契約に対して1回線に限り、保守用に 1.5Mbps 以下の専用線を接続することができます。ご利用条件により、一部提供できない場合もあります。
- 10) 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 11) コロケーション向けトランジットサービスにおいて提供するインターフェース、アクセスライン(構内配線)は別途申込書に定めます。
- 12) コロケーション向けトランジットサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「IP トランジットサービスのご 提供に関する確認事項」に従うものとします。
- 13) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

通網工事費(トランジットサービス)

〇月額利用料金

トランジットサービス使用料

- 14) 契約者のご要望に応じてマルチキャスト機能を提供いたします。
 - (1) コロケーション向けトランジットサービスでマルチキャストのパケット通信を可能にする機能です。
 - (2) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める料金が工事費として追加されます。
 - (3) ご利用条件により、一部提供できない場合もあります。
- 15) 契約者のご要望に応じてリンクアグリゲーションでの提供に対応いたします。
 - (1) リンクアグリゲーションとは、複数の物理的な回線を仮想的な1本の回線とし、束ねた帯域を利用できるようにする技術です。
 - (2) 対応するインターフェース種類は 10GBase-LR です。
 - (3) 束ねる物理回線数には、当社が別に定める上限がございます。
 - (4) LACP(原則 Fast モード)での提供です。
 - (5) IEEE802.3ad に準じた機器をお使いいただきます。
 - (6) リンクアグリゲーションでご利用いただくトランジットサービスは、故障通知SLAの対象外です。
 - (7) アクセス回線の種類により、ご利用になれない場合がございます。
 - (8) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「IPトランジットサービスのご提供に関する確認事項」に従うものとします。

4. 従量型料金の課金方式

(別紙1)トランジットサービス提供条件書に定める「4. 従量型料金の課金方式」に準じます。

5. コロケーションサービス提供条件

1) サービスの内容

コロケーションサービスは、以下の基本サービスを提供するものとします。

- (1) 契約者のルータ、サーバ等、対象物件を運用・維持するため、当社に保守を委託し、当社は対象物件をデータセンター内に保管(以下、「寄託」といいます。)します。
- (2) (i) 対象物件の運用・維持に必要な範囲で当社の電力設備、その他の附帯設備を提供するものとします。
 - (ii) (i)のサービス内容及び保管場所等は承諾書に記載のとおりとします。
 - (iii) 当社は基本サービスに付随して、コネクティビティサービス、追加電源、その他当社が定める付加サービスを提供します。
- (3) データセンターの拠点 東京-大手町ビル 大阪-堂島ビル
- (4) データセンター仕様
 - (i) セキュリティー

ビル入館: ID カード、FAX による事前の入館依頼フォームの送信 入室: 生体認証システム、または IC カード錠

ラック: 施錠のできる耐震ラック

その他: 自動制御監視システム、警備員の 24 時間対応

- (ii) 電源供給: 万が一の公衆電源異常に備え、無停電電源装置を提供。さらに、停電が長期化した場合でも発電用エンジンによるバックアップが可能。
- (iii) 防火及び消化システム

2) 契約の単位

コロケーションサービスは、コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみご利用いただけます。 契約者が、複数のコロケーションサービスを申し込む場合、1つの契約の締結によって完了するものとします。

3) 予約

契約者が既存のコロケーションサービスの増設を予定する場合において、保管場所を予約される場合は、当社が別に定める条件及び方法により、その旨、申し込むこととします。予約された場合は、申込書に定める保管場所の予約に係る料金を支払うものとします。なお、予約期間は最低利用期間に含まれないものとします。

4) 対象物件の寄託

- (1) 契約者は、コロケーションサービスの申込時にデータセンターへ寄託する対象物件等の情報を当社に通知するものとします。
- (2) 契約者は、対象物件の寄託にあたり、以下を遵守するものとします。また当社は、データセンターに影響を及ぼすお それがあると判断する場合は、寄託を承諾しない場合があります。
 - (i) 契約者は、当社の事前の許可なく、データセンター内に造作等を一切行ってはなりません。
 - (ii) 契約者は、データセンター内に発火、爆発、異常な発熱、異常な温度または湿度の変化、その他データセンターに 影響を及ぼすおそれのあるいかなるもの、または当社の規定従量を超える対象物件等を寄託することはできませ ん。
 - (iii) 対象物件に異常が発見された場合は、当社はその旨を契約者に報告します。発見された異常がデータセンターに 影響を及ぼすおそれのある場合は、契約者はすみやかに自己の費用負担で、契約者の対象物件等の撤去、移動 等の処置をとるものとします。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は、当社は事前の通知をすることなく、 その原因となった契約者の対象物件等を契約者の費用負担で撤去または移動できるものとします。
 - (iv) 前号において発見された異常が、発火・発煙等緊急処置を要し、かつ、データセンターに重大な影響を及ぼす場合、 当社または異常を発見した関係者は事前に通知することなく、消火活動、電力提供の中止等の緊急処置を行ない ます。
 - (v) 契約者は、対象物件をデータセンター及び当社設備に付着させる場合は、事前に当社の承諾を得るものとします。 ただし、キャビネットラック内はこの限りではありません。
 - (vi) 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、第三者の資産及び設備を当社に寄託すること(以下、「再寄託」といいます。)を行ってはなりません。ただし、リース・レンタル物件はこの限りではありません。
- (3) 当社は、当社が別に定める管理方法及び管理値により室温管理を行うものとします。ただし、管理値は室温を保証するものではありません。

5) 対象物件の搬入及び設置並びにその費用負担

- (1) 契約者は、契約者の対象物件を搬入する場合は、「12) 契約者が行う対象物件の作業」に定める入館対応により搬入することとします。
- (2) 契約者は、対象物件の搬入および設置に関し、安全対策が必要な場合においては、当社の指示により実施するものとし、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (3) 対象物件の設置にあたっては、当社が指定した場合、設置に係る工事を当社に委託しなければならないことがあります。

6) 保管場所の変更及びその費用負担

- (1) 当社は、当社の設備の保守、工事、又は故障等やむを得ない場合、対象物件の保管場所並びに契約者に使用を許した設備等の保管場所を変更することができるものとします。
- (2) (1)の場合、当社は契約者に事前にその旨の連絡をするとともに、変更後の保管場所、設備等の仕様規格は従前に準じるものとします。
- (3) (1)の保管場所の変更が当社の事情による場合は、移設に要する費用(撤去費、運搬費、据え付け、調整費等)は当社の負担とします。なお、かかる費用にはシステム切り替えに伴う二重化等の新たな機器、回線、ソフトウエア、工事等の費用は含みません。

7) 対象物件の移設及び撤去並びにその費用負担

対象物件の移設及び撤去は、「6)保管場所の変更及びその費用負担」の場合を除き、次の各項によるものとします。

- (1) 契約者が保管場所の変更又はグローバル IP ネットワークサービス契約の解除を申し出て移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (2) 天災、その他不可抗力等の当社の責に帰すべからざる事由又は火災(当社の過失による場合を除きます。)により、 移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。
- (3) (1)及び(2)による場合の契約者の費用負担には、保管場所の原状復旧に要する費用及び契約者に場所を提供するために実施した工事がある場合には当社の当該工事に係る費用を含むものとします。
- (4) 契約者は、契約期間中に必要のあるとき又は事由のいかんを問わずグローバル IP ネットワークサービス契約が終了した際、契約者の対象物件等の全部を契約者の責任において撤去し、保管場所を原状に回復のうえ、当社に明け渡すこととします。
- (5) 当社は、契約者の要請があるとき、その他必要がある場合には、契約者の費用負担を条件に、契約者の対象物件等を契約者へ返送することができるものとします。
- (6) 事由のいかんを問わず、グローバル IP ネットワークサービス契約が終了した際に契約者が対象物件等を引き取らない場合には、予め契約者に通知することなく、当社は当該対象物件等を廃棄あるいは換価処分することができるものとします。これらにかかる費用は、契約者に請求できるものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- (7) 当社が、当社の都合により保管場所の変更又は利用契約の解除を申し出て移設又は撤去する場、これに要する費用(撤去費、運搬費、据え付け調整費)は当社の負担とします。なお、かかる費用にはシステム切り替えに伴う二重化等の新たな機器、回線、ソフトウエア、工事等の費用は含みません。

8) 対象物件等の運用

- (1) 契約者の、対象物件等は契約者の責任において運用するものとします。
- (2) 契約者が、当社が別に提供するサービスの利用に際し、その当社サービス提供に係る設備等を契約者のラック内に設置する場合において、当該設備の工事を実施することについては工事申込をもって、ラックの開閉の許諾があったものとします。ただし、当社が別に定める書面により、本条項の適用を除外することができるものとします。また、当社が当該サービスの維持に必要な定期保守や故障修理等の作業を実施する際は、その都度、契約者の許諾により、ラックを開閉します。ただし、当社が別に定める書面により、ラック開閉の事前の許諾を頂いたものとし、本条項の適用を除外することができるものとします。
- (3) 当社は、対象物件またはその周辺に発火・発煙、異音、異常な温度または湿度の変化等の異常が認められ、緊急な対処が必要と判断する場合は、契約者に通知することなく、原因が存在すると思われるラックを開閉し、対処することがあります。当社は、契約者にその旨を事後、通知することとします。
- (4) (1)、(2)、(3)において、当社は誠実に当該サービスの維持及び運用を行うものとし、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

9) 保守業務の範囲

- (1) 当社は、以下の保守業務を実施します。
 - (i) 対象物件のランプの状態確認
 - (ii) 対象物件の電源スイッチのオフ/オン、または電源ケーブルの抜き差し
 - (iii) 対象物件のリセットボタン押下
 - (i)から(iii)においては、対象物件等に故障が発生、または故障発生の疑いがある場合に限り契約者の指示に基づき実施します。保守業務は(i)から(iii)に定める業務のほか、申込書及び承諾書により別途定めることができるものとします。
- (2) (1)の保守の範囲に関して、契約者は対象物件の保守にかかわる手順を事前に書面にて当社に提供するものとし(以下、「保守手引書」といいます。)、当社の保守業務はその保守手引書にしたがって実施するものとします。
- (3) 契約者は、指示した業務によって起こりうるデータの喪失や契約者の対象物件等の物理的損害などの危険性を十分

理解した上で、当社が別に定める手順により当社に業務を指示するものとします。当社は、契約者の指示に基づいて 行った業務により発生した結果について一切の責任を負いません。保守業務の指示者は、契約者または契約者の意 思を代行する第三者を含むものとします。

(4) 保守業務は、当社と保守業務の指示者との電話等連絡における業務完了確認をもって完了したものとします。

10) 保守業務の指示者

契約者は、保守業務の指示者を当社指定の方法により予め当社に通知するものとします。予め通知のない指示者からの保守業務は、受けられないものとします。

11) 保守業務に関する契約者の協力

- (1) 契約者の、本グローバル IP ネットワークサービス契約に基づく当社の保守業務に対して、最大限の協力をするものとし、保守に関して必要な場合は、当社は契約者の承諾を得た上で契約者の承諾を得た上で契約者の機器装置等を 無償で自由に操作し、使用できるものとします。
- (2) 契約者は、当社の保守業務上必要な場合には、契約者の工事・保守業者、来客者等を含む関係者(以下、「関係者」 といいます。)に対して協力させるものとします。
- (3) 契約者は、当社からの求めに応じて、回線収容情報その他保守作業に必要な機器収容情報及び技術情報を提供するものとします。

12) 契約者が行う対象物件の作業

- (1) 契約者は、当社の事前の許可を得て、当社による建物内への入館対応のもとに対象物件の保管場所に立ち入り、対象物件の運用及び維持に必要な作業を行うことができるものとします。ただし、契約者は、二重床を開けてはなりません。
- (2) 前項の当社による建物内への入館対応は、原則として午前9時30分~午後5時30分とします。なお、土曜日、日曜日、法定休日及び12月29日から12月31日まで、及び1月2日から1月3日については、対象外とします。ただし、緊急を要する場合は、対象外となる日及び時間帯においても当社の承諾を得た上で必要な作業ができるものとします。
- (3) (2)に基づく当社による入館対応及び作業の立会いに伴う連絡先及び当社の故障受付連絡先等は承諾書に記載のとおりとします。
- (4) 契約者はデータセンター内において自らのケーブルの敷設を行ってはならないものとし、必要な場合は、当社の提供するコネクティビティサービスを利用することとします。なお、契約者の利用する複数のラックが隣接位置にある場合の当該ラック間を接続するためのケーブルの敷設はこの限りではありません。
- (5) 契約者は、(4)において二重床の開閉が必要な場合、当社に所定の手続きを行った上、当社の立会いのもと作業を行ったとします。この場合、当社が契約者の作業立会いを行った場合は、契約者は、申込書に定める料金を支払うものとします。
- (6) (4)において敷設されたケーブルにより、他の契約者に影響を及ぼす事象が発生した場合、または発生するおそれがあると当社が判断した場合、当社の指定する方法により再敷設頂く場合があります。この場合の工事に関する費用は契約者の負担とします。
- (7) 契約者は、対象物件と電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続する場合は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)で定める場合を除き、電気通信事業法に定める工事担任者の資格者証の交付を受けている者にこれに関わる工事を行わせ、又は、実地に監督させることとします。

13) コネクティビティの提供

- (1) 当社は、以下の場合においてコネクティビティサービスを申込書に記載された内容で提供します。
 - (i) 契約者の対象物件間を接続する場合
 - (ii) 契約者の対象物件と当社の提供する回線サービスと接続する場合
 - (iii) 「15) 対象物件の工事等」で必要とされる場合
 - (iv) その他、当社が認めた場合
- (2) 当社は、前項の提供において、技術的に困難であるとき、又は当社の業務遂行に支障があるときは、契約者の申請を拒むことができるものとします。

14) ビル間コネクティビティの提供

当社は、当社が予め定めた区間に限り、データセンター間を接続するためのコネクティビティサービス(以下ビル間コネクティビティ)を以下の条件で提供します。ビル間コネクティビティの提供については、本条項に定めがない事項については別に当社が定めるビル間コネクティビティサービス提供条件書(以下条件書)および専用サービス契約約款(以下契約約款)の規定によります。なお、条件書と契約約款及び本規約に差異が生じた場合は、条件書によるものとします。

15) 対象物件の工事等

(1) 契約者は、データセンター内にある「電気通信事業法第38条の2」に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西会社」といいます。)の指定電気通信設備と対象物件との接続工事を当社へ委託する場合、またはコネクティビティサービスをデータセンター内のNTT東西会社が使用するスペースで利用する場合は、その旨申し込むこととします。

- (2) (1)の工事を行う場合、契約者は別に定める手数料を支払うものとします。
- (3) (1)の工事を行う場合、「電気通信事業法第38条2第2項及び第5項に基づく指定電気通信設備との接続に関する接続約款」に基づき、NTT 東西会社から請求される立会費等の費用を契約者は当社に支払うものとします。

16) 電力の提供及び使用条件

- (1) 当社は、契約者の対象物件等に対する電力を承諾書に記載された内容で提供します。
- (2) 当社、次の各号のいずれかに該当し、電力の供給が不可能な場合は、契約者に対する電力の供給を中止し、又は 契約者に電力使用の制限もしくは中止を求めることができるものとします。なお、その場合当社は予めその旨を契約 者に通知することとしますが、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに連絡することとします。
 - (i) 天災、火災又はその他の不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由により、正常な電力の供給が不可能になった場合
 - (ii) 当社の電力設備に故障が生じる又は故障が生じるおそれがある場合
 - (iii) 当社の電力設備の工事施工又は保守上やむを得ない場合
 - (iv) その他、保安上の必要がある場合
- (3) 当社の行う電力工事又は保守で契約者への電力供給に影響を与えるおそれがあるものの施工にあたっては、施工 方法、施工期間等について両者協議するものとし、契約者はこれに協力するものとします。
- (4) 当社は、契約者が次のいずれかに該当するに至った場合、契約者に対する電力の供給を中止することができることとします。
 - (i) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に重大な損害を与えた又はおそれがあるにも関らず、契約者がその事由の解消に応じない場合
 - (ii) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に保安上の危険を及ぼしている場合

なお、当社は(i)及び(ii)により電力の供給を中止した場合で、契約者がその事由となった事実を直ちに解消した場合は、当社はその事実を確認のうえ、契約者に対し電力の供給を開始することとします。

- (5) (2)により、当社が電力の供給を中止した場合、当社はその期間について申込書に基づく利用料金を日割計算により 差し引くものとします。
- (6) 契約者が電力設備の使用の取り決めを申し出た場合、契約者は、契約者が当社の電力設備を使用するために当社 が実施した工事がある場合の当社の当該工事並びに原状に復する工事に係わる費用を負担するものとします。
- (7) 追加電力の提供にあたっては、当社が別に定める上限値までとします。

17) 料金

ご請求する料金の種類は以下のとおりです。なお、具体的な料金は申込書に定めます。

〇初期費用

コロケーション工事費

〇月額利用料金

コロケーション使用料

18) 最低利用期間等

コロケーションサービスの最低利用期間はサービスの利用開始日から1年間とします。最低利用期間は1ラック毎に適用されるものとします。ただし、予約期間は、最低利用期間に含まれないものとします。

19) コロケーションサービスに係る当社の責任の制限

- (1) 本グローバル IP ネットワークサービス契約に基づく対象物件の保管に関する当社の責任は、保管場所の環境を対象物件の維持及び運用に必要な状態に維持することのみとします。
- (2) 天変地変、火災、盗難、その他当社の責に帰すべからざる理由により、コロケーションサービスにおける契約者の対象物件等が消滅、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用され、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社はいかなる責任も負わないものとします。
- (3) (1)及び(2)に起因して、当社の責任でないと認められたものについては、第三者から当社になされた損害賠償請求等の補償についても、契約者の責任で対処するものとし、当社は免責されるものとします。
- (4) 当社は、対象物件に損害保険を附保し、対象物件が偶然な事故により被る損害を次号に基づき填補します。但し、対象物件がリース等により調達されたものであって、リース会社が事前に損害保険の附保を行っているものについてはこの限りではありません。保険を附保する対象物件とはハード資産であり、データ又はプログラムなどのソフト資産は含まれません。
 - (i) 偶然な事故とは、電気的現象による事故・取扱い上の不注意、その他保険会社が別に定める該当損害保険の契約約款に基づくものとします。
 - (ii) 当損害保険における保険金の支払額は、各対象物件の再調達価額を基準とし、その限度は設備収容1架 毎に3.000万円とします。
 - (iii) 保険金の支払いにあたっては、契約者は当社へ、保険会社が定める請求申請書に従って、対象物件に関わる品名・数量・単価・購入金額・購入年月・購入先・損害額等必要な情報を提示するものとします。

20) 損害賠償

(1) 当社は、グローバル IP ネットワークサービス契約において別に定める場合を除き、本グローバル IP ネットワークサー

ビス契約に基づく債務を履行しないことにより、契約者に損害を与えた場合、グローバル IP ネットワークサービス契約の解約の有無に関らず、契約者に生じた通常の直接賠償をするものとし、当社の責任は、申込書に基づくコロケーションサービスに係る月額利用料金を限度額とします。なお当社は、間接損害、予見の有無を問わず特別の事情により生じた損害、逸失利益、データ又はプログラムの喪失・破損については、いかなる場合もその責を負わないものとします。

- (2) 当社の債務不履行その他当社の責に帰すべき事由により、契約者の関係者においても損害賠償請求等の事由が 生じた場合には、同関係者に対しては契約者の責任と負担において対処するものとし、当社は、本グローバル IP ネットワークサービス契約に定める責任の限度で契約者に対して責任を負うものとします。
- (3) 第5条第4項第2号(iv)に基づき緊急処置を行なったことにより、契約者が損害を被ったとしても、その損害対して当 社および緊急処置を行なった者はいかなる責任も負わないものとします。
- (4) 本条(1)、(2)の規定は、コロケーションサービスの利用に関して当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとします。

21) 自己責任の原則

- (1) 契約者は、コロケーションサービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが 通知された場合は、契約期間及び契約解除後に関わらず、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。 契約者がコロケーションサービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合、または第三者のクレームを通知する 場合においても同様とします。
- (2) 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせた場合は、契約期間及び契約解除後に関わらず、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

22) 利用責任者

- (1) コロケーションサービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、当社に書面で届け出るものとします。利用責任者が交代したときは直ちに当社に書面で通知するものとします。通知がなく、連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本提供条件に基づくサービスの利用の適正化を図るものとします。

23) 契約者の禁止行為

- (1) 契約者は、コロケーションサービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。
 - (i) データセンター内に発火、爆発、振動、臭気、騒音等のおそれがある物、大量の可燃物等を配備する又は持ち込む行為
 - (ii) 他の利用者の設備に損傷を与える物を持ち込む行為
 - (iii) 当社へ設置する通信設備への不正アクセスをする行為
 - (iv) コロケーションサービスの妨害行為
 - (v) 日本国の定める「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」又はその他の法律もしくは公序良俗に抵触する行為、またはそのおそれのある行為
 - (vi) 当社あるいは他の契約者、第三者の権利を侵害し、又は他の契約者及び第三者に迷惑・不利益等を与える 行為、またはそのおそれのある行為
 - (vii) その他当社が不適切と判断する行為
- (2) 契約者が前項の規定に違反し、当社が損害を受けたときは、契約者はその復旧に要する費用の負担をするものとします。

24) 契約者の協力義務

- (1) 当社は以下の場合、契約者に対し、グローバル IP ネットワークサービス契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
 - (i) 契約者によるグローバル IP ネットワークサービス契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
 - (ii) 故障予防又は回復のため必要な場合
 - (iii) 技術上必要な場合
 - (iv) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- (2) 契約者は、コロケーションサービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、コロケーションサービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

25) 第三者への委託

契約者は、当社がコロケーションサービスを提供するにあたり、コロケーションサービスの一部または全部を当社の指定する 第三者に委託することを了承するものとします。

6. 付加サービス提供条件

- 1) IPv6 / IPv4 デュアルサービス
 - (1) IPv6 / IPv4 デュアルサービスは、一本のアクセスラインでグローバル IP ネットワークにおいて IPv4 及び IPv6 双方の プロトコルによるパケット通信を行うことを可能にするサービスです。
 - (2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
 - (3) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

IPv6 / IPv4 デュアルサービス工事費

〇月額利用料金

IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料

2) バックアップポートサービス

- (1) バックアップポートサービスは、コロケーション向けトランジットサービス用のルータとは別のルータのポートをスタンバイ用として用意し、スタンバイ用ルータと契約者の端末設備間に予備回線を設置して、当社の電気通信設備の障害により通信が全くできない状態が生じた場合に自動的に瞬時に予備回線に切り替えるサービスです。
- (2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) ご利用になるアクセスラインの種類によって、このサービスを利用できない場合があります。
- (4) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

バックアップポートサービス工事費

〇月額利用料金

バックアップポートサービス使用料

3) DNS サービス

- (1) DNS サービスは、当社の電気通信設備により契約者が取得した独自ドメインのホスト名/IP アドレスの相互変換を行う DNS (Domain Name System) 機能を提供するサービスです。契約者のご要望によりプライマリまたはセカンダリ DNS 機能を提供します。
- (2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

プライマリ DNS サービス工事費

〇月額利用料金

プライマリ DNS サービス使用料

4) IP アドレス割り当て

- (1) IP アドレス割り当ては、当社が契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)にコロケーション向けトランジットサービスに係る IP アドレスの割当て若しくは返却の申請手続を行うサービスです。
- (2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (3) /30 アドレスブロック以上が必要な場合には当社にアドレス使用計画情報を報告していただく必要があります。
- (4) コロケーション向けトランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

IP アドレス割当サービス費用(1割当て申請毎)

5) トラフィック解析ツール

(1) サービスメニュー

トラフィック解析ツールには以下のメニューがあります。

種類			
ベーシック			
スタンダード			
アドバンス			
付加サービス	ポリシー追加		
	スタンダード アドバンス		

(2) 概要

トラフィック解析ツールは、当社のネットワーク上にある電気通信設備を活用し、契約者のネットワークを監視し、異常トラフ

ィックをリアルタイムに検知することができるサービスです。また、ポータルサイトにて各種情報を提供するとともに、異常トラフィックも除去することができます。

- (3) トラフィック解析ツール提供条件
 - (i) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。なお、IPv6 / IPv4 デュアルサービスをご利用の場合は、IPv6 のトラフィックの解析は対象外となります。
 - (ii) 提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでとなり、グローバル IP ネットワーク上に設置されているトラフィック解析ツールによるサービス提供となります。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含みません。なお、提供エリアについては、当社が別に定める「トラフィック解析ツールのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
 - (iii) 契約の単位はアクセスライン毎です。
 - (iv) 最低利用期間はサービス利用開始日から起算して一年間です。なお、トランジットサービスご利用途中にトラフィック解析ツールの申込みを行った場合は、トランジットサービスの最低利用期間も同様にトラフィック解析ツールのご利用開始日から起算して新たに一年間とします。なお、ポリシーの追加、変更、削除の場合はこの限りではありません。
 - (v) 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
 - (vi) トラフィック解析ツールにおいて提供するインターフェースおよび自営端末設備の接続仕様は別途申込書もしくは「トラフィック解析ツールのご提供に関する確認事項」に定めます。
 - (vii) トラフィック解析ツールに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「トラフィック解析ツールのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
 - (viii) アドバンスメニューにおいて、同時に防御できるホストアドレス数は5までとし、それを超える場合は、当社にて通知なく削除する場合があります。
 - (ix) トランジットサービスでご利用になっている電気通信設備の状況により、このサービスを利用できない場合もしくは工事期間に時間を要する場合があります。
 - (x) 契約者の責に帰すべき事由によって、当社または当社のグローバル IP ネットワークと直接接続のある顧客、パートナー企業またはグローバル IP ネットワークと直接接続のない第三者が被害を被った場合は、本サービス契約者は直ちにその損害を賠償いただきます。
 - (xi) トランジットサービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (xii) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

トラフィック解析ツール工事費

〇月額利用料金

トラフィック解析ツール使用料

- (4) カスタマーポータル
 - (i) トラフィック解析ツールをご利用の契約者の利便性を高めるために無料で提供する機能です。カスタマーポータ ルで提供する情報及び機能は以下の通りです。
 - -Traffic メニュー
 - -Detection メニュー
 - -Mitigation メニュー
 - -ユーザ設定メニュー
 - (ii) ポリシー毎の提供になります。複数のアクセスラインを1つのポリシーというグループでまとめて1契約として提供することもできます。
 - (iii) Web インターフェースのご提供となります。そのため、契約者の使用するブラウザを当社指定のバージョンにしていただくことが前提となります。
 - (iv) 本レポートの表示データについては、一部または全部の欠落及び異常が生じる場合があります。
- (5) 付加サービス提供条件

ポリシー追加:

- (i) 複数のポリシーを1契約で提供することができます。ポリシーを追加することで各種レポート等別に取得することが可能です。
- (ii) トラフィック解析ツールをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (iii) トラフィック解析ツールに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (iv) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「トラフィック解析ツールのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
- (v) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

ポリシー追加工事費

〇月額利用料金

ポリシー追加料

- 6) ブラックホールサービス
 - (1) ブラックホールサービスは、IIP を表す経路に特別なコミュニティ(ブラックホールコミュニティ)を付与して経路広告いただくことにより、その IP 宛のパケットを自動的に廃棄するサービスです。
 - (2) コロケーション向けトランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。

- (3) 本付加サービスのご利用には、事前にグローバル IP ネットワーク側にて設定工事が必要となります。
- (4) 本付加サービス単独でのお申込の場合、(3)に定める設定工事に係る工事費をいただきます。金額は申込書に定めます。(コロケーション向けトランジットサービスと同時にお申込いただく場合、本付加サービスに係る設定工事費の追加支払いは不要です。)
- (5) 無効化する IP は IPv4 で 1IP(/32)単位であり、お客様より経路広告していただきます。
- (6) ブラックホールコミュニティを付与した IP 宛への通信は全て無効化され、当該 IP は利用不可となります。
- (7) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。金額は申込書に定めます。
 - 〇初期費用

通網工事費(トランジットサービス)

7) DDoS プロテクションサービス

- (1) DDoS プロテクションサービスは、分散型サービス妨害(DDoS)攻撃によって生じる、グローバル IP ネットワークで提供される契約者のインターネット接続に対する影響を軽減するサービスで、契約者の IP アドレス帯に対して提供します。
- (2) 当社は、契約者からの申告に基づき、影響を軽減する措置を実施します。当該措置の解除については当社の判断に基づき実施します。当該措置の実施から解除までを以下 DDoS 軽減イベントといいます。
- (3) トランジットサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
- (4) 提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでとなります。契約者がグローバル IP ネットワークに接続している全てのポートが対象となり、一部のポートのみを本付加サービスの対象とすることはできません。また、本付加サービスの提供範囲に自営端末設備や自営電気通信設備は含みません。
- (5) DDoS プロテクションサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「DDoS プロテクションサービスのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
- (6) 当社は、DDoS プロテクションサービスに係る通信の品質を保証しません。DDoS プロテクションサービスは、全ての DDoS 攻撃を軽減することを保証するものではありません。また、DDoS 軽減イベントを実施後、通信の一部もしくは全部に遅延もしくはパケット損失が発生する場合があります。
- (7) 当社は DDoS プロテクションサービスを利用する者に与えた損害についての賠償の責任は負いません。
- (8) トランジットサービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (9) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

通網工事費(DDoS プロテクションサービス)

〇月額利用料金

DDoS プロテクションサービス使用料

DDoS プロテクションサービス使用料は月額基本料と DDoS 軽減イベント毎に課金されるイベント料から構成されます。

- (10) 通網工事費及び DDoS プロテクションサービス使用料の月額基本料は申込書に定めます。
- (11) イベント料は、請求対象となる当該月に発生する各 DDoS 軽減イベントにおけるイベントデータ量に基づいて計算されます。イベント料の計算方法は次の通りとなります。

「イベント料」=(「イベントデータ量」×「イベント単価」)×(「イベント間隔」/「月間ポーリング数」)

「イベントデータ量」は、5 分毎のデータ測定において計測された DDoS 軽減イベント期間中に軽減したデータ量の 95%ピークを指します。

「イベント単価」は、申込書に定めるイベントデータ量に乗じる Mbps 単価を指します。

「イベント間隔」は、DDoS 攻撃に対して DDoS 軽減が有効であった時間を指します。これは DDoS 軽減イベント期間中に取得される 5 分毎のデータ測定の回数で定義されます。

「月間ポーリング数」は、請求対象となる月における5分毎のデータ測定の総回数を指します。

各イベント料は、各 DDoS 軽減イベントにおけるイベント間隔とイベントデータ量に基づき独立に計算されます。また、これらの計算は当社の測定方法、システム及び報告に基づいて行われるものとします。

7. コロケーション向けトランジットサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

コロケーション向けトランジットサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」、「故障通知」、「平均ジッタ」、「最大ジッタ」の 6 項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して15分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める1回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15分未満」に達しなかった場合が1の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の30分の7を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	月額利用料金の 30 分の 1
1 時間以上 2 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 1
2 時間以上 3 時間未満の場合	月額利用料金の 10 分の 1
3 時間以上 4 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 2
4 時間以上 5 時間未満の場合	月額利用料金の 6 分の 1
5 時間以上 6 時間未満の場合	月額利用料金の5分の1
6 時間以上の場合	月額利用料金の 30 分の 7

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-Asia(アジア域内)	95ms
Intra-US(米国内)	60ms
Intra-Europe(欧州内)	35ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms
Japan-Europe (日欧間)	300ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の 2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(4) 故障通知

当社は、日本国内の POP に接続されたアクセスラインまたは構内配線の契約者設備側の終端に設置した自営端末設備等を Ping により監視し、当社が別に定める期間継続して応答がなかった場合故障を検知したとみなし、その故障を検知した時刻から起算して 30 分以内に契約者が指定するメールアドレスもしくは FAX 番号へ故障の発生をお知らせすることができなかったときは、月額利用料金の 1/30 を返還します。故障を検知した後 30 分以内に故障の発生をお知らせできないことが1の暦月において複数回となる場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

(5) 平均ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりジッタ値を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均ジッタ値とします。1の暦月において、各提供区間のうち平均ジッタ値が基準値「0.5ms」を超える区間があった場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

(6) 最大ジッタ

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の(2)の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりジッタ値を測定し、該当暦月に測定したすべてのジッタ値のうち、10ms を超える割合が 0.1%を超えた場合、当社は月額利用料金の1/30を返還します。

(7) その他

(1)から(6)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の利用料金(付加サービスに係る利用料

金を除きます)となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に理容するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、 故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLAに係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

- (1) 「可用性」に係る SLA 対象外事項
 - (i) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合
 - (ii) サービス提供範囲外における故障の場合
- (2) 「故障通知」に係る SLA 対象外事項
 - (i) 故障を当社が知った時点において、そのグローバル IP ネットワークサービスについて利用中止としている場合であって当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合又は利用停止としている場合
 - (ii) 故障通知先に係る電気通信設備の状況により、当社からその通知先に通知できない場合
 - (iii) サービス提供範囲外における故障の場合
 - (iv) 契約者が当社に修理依頼の連絡をしたことにより、当社がサービスの故障を知った場合
 - (v) リンクアグリゲーションでのサービス提供の場合
 - (vi) グローバル IP ネットワークに日本国外の POP で接続している場合
- (3) 「遅延時間」「パケットロス」「平均ジッタ」「最大ジッタ」に係る SLA 対象外事項
 - (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合
- (4) 全項目共通の SLA 対象外事項
 - (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
 - (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
 - (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合
 - (iv) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
 - (v) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合
- 8. IPv6 / IPv4 デュアルサービスに係るサービス品質保証(SLA)
 - 1) 概要

IPv6/IPv4 デュアルサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」の3項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバル IP ネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して15分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める1回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15分未満」に達しなかった場合が1の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の30分の7を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	月額利用料金の 30 分の 1
1 時間以上 2 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 1
2 時間以上 3 時間未満の場合	月額利用料金の 10 分の 1
3 時間以上 4 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 2

4 時間以上 5 時間未満の場合	月額利用料金の6分の1
5 時間以上 6 時間未満の場合	月額利用料金の 5 分の 1
6 時間以上の場合	月額利用料金の 30 分の 7

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの 往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平 均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった 場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-Asia(アジア域内)	95ms
Intra-US(米国内)	60ms
Intra-Europe(欧州内)	35ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms
Japan-Europe(日欧間)	300ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の「(2) 遅延時間」の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超えた場合、当社は月額利用料金の1/30を返還します。

(4) その他

(1)から(3)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の IPv6 / IPv4 デュアルサービス使用料(IPv4 に係る利用料金を除きます)となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に利用するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、 故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

(1)「可用性」に係る SLA 対象外事項

- (i) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合
- (ii) サービス提供範囲外における故障の場合

(2)「遅延時間」「パケットロス」に係る SLA 対象外事項

(i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合

(3) 全項目共通の SLA 対象外事項

- (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
- (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
- (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合
- (iv) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合

- (v) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合
- 9. DDoS プロテクションサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

DDoS プロテクションサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「DDoS 軽減イベント 申告時の応答時間」の 1 項目になります。万が一サービス品質がその基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。なお当社は DDos プロテクションサービスが契約者の期待する効果や品質に適合的であること及び有用であることを保証するものではありません。

2) 保証内容と返還方針

DDoS 軽減イベント申告時の応答時間

契約者が当社に DDoS 軽減イベントを開始するよう要請する場合(当社が別に定める方法に限ります。)、当社はその要請を受理した時刻から起算して 30 分以内に必要なトラブルシューティング及び調査を開始するため契約者に連絡するものとします。当社の責めによらない事由で要請を受理できなかった場合には、あらためて当社が要請を受理した時刻から応答時間を起算するものとし、また当社からの連絡に対し、当社の責めによらない事由で契約者が応答しなかった場合も当社が当該連絡の発信を試みた時点で応答があったものとみなします。この応答時間が30分を超過した場合、該当のDDoS軽減イベントに対し契約者が支払うイベント料の50%相当額を返還します。

3) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、 故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

4) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

- (1) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合
- (2) サービス提供範囲外における故障の場合
- (3) グローバル IP ネットワークへのアクセス回線の故障
- (4) 計画メンテナンス及び緊急メンテナンスの場合
- (5) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
- (6) 契約者からの返還申請がなかった場合
- (7) 天災等、当社の不可抗力による場合
- (8) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
- (9) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合
- (10) 懈怠、故意の不正行為、又は、当社のサービス提供条件或いは当社の利用規定に違反するグローバル IP ネットワーク 又は DDoS プロテクションサービスの利用等を含む、契約者の作為又は不作為(および契約者が雇用した又は正当な権限 を付与した第三者の作為又は不作為)によるグローバル IP ネットワークの故障

5) その他

当社は、当社の仕組みにより当社自身で応答時間を測定するものとします。当社は、応答時間測定の仕組み及び方法を、契約者への予告なしに定期的に変更できるものとします。

(別紙3)IPv6 ネイティブサービス提供条件書

1. サービスメニュー

IPv6 ネイティブサービス提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバル IP ネットワーク	種類	SLA
サービス	IPv6 ネイティブサービス	対象
	付加サービス ブラックホールサービス	対象外

2. 概要

IPv6 ネイティブサービスはインターネットプロトコルバーション 6 によりグローバル IP ネットワークへの直接接続をご提供するサービスです。

3. サービス提供条件

- 1) サービスの提供範囲は、契約者指定回線の終端からグローバル IP ネットワークのバックボーンルータのポートまでです。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含みません。
- 2) 契約の単位はアクセスライン毎です。
- 3) POP の設置拠点:

東京(大手町)、大阪(堂島)、その他当社が別に申込書に定める拠点

- 4) 料金メニューには固定型と従量型があります。
- 5) 最低利用期間はサービス開始日から起算して一年間です。
- 6) トラヒックは受信速度と送信速度が同じ対称型での提供となります。
- 7) サポートするルーティングプロトコルは BGP4 またはスタティックです。
- 8) 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 9) IPv6 ネイティブサービスにおいて提供するインターフェース、アクセスラインは別途申込書に定めます。
- 10) IPv6 ネイティブサービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「IP トランジットサービスのご提供に関する確認事項」に従うものとします。
- 11) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

通網工事費(IPv6 ネイティブサービス)

〇月額利用料金

IPv6 ネイティブサービス使用料

4. 従量型料金の課金方式

(別紙1)トランジットサービス提供条件書に定める「4. 従量型料金の課金方式」に準じます。

5. 付加サービス提供条件

- 1) ブラックホールサービス
 - (1) ブラックホールサービスは、IIP を表す経路に特別なコミュニティ(ブラックホールコミュニティ)を付与して経路広告いただくことにより、その IP 宛のパケットを自動的に廃棄するサービスです。
 - (2) IPv6 ネイティブサービスの付加サービスとしてのみ提供します。
 - (3) 本付加サービスのご利用には、事前にグローバル IP ネットワーク側にて設定工事が必要となります。
 - (4) 本付加サービス単独でのお申込の場合、(3)に定める設定工事に係る工事費をいただきます。金額は申込書に定めます。(IPv6 ネイティブサービスと同時にお申込いただく場合、本付加サービスに係る設定工事費の追加支払いは不要です。)
 - (5) 無効化する IP はお客様より経路広告していただきます。
 - (6) ブラックホールコミュニティを付与した IP 宛への通信は全て無効化され、当該 IP は利用不可となります。
 - (7) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。金額は申込書に定めます。
 - 〇初期費用

通網工事費(IPv6 ネイティブサービス)

6. IPv6 ネイティブサービスに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

IPv6 ネイティブサービスをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は、「可用性」、「遅延時間」、「パケットロス」の 3 項目になります。万が一サービス品質がそれぞれの基準値に達しなかった場合は、「2)保証内容と返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、グローバルIPネットワークサービスを全く利用できない状態が発生した場合、当社が故障を知った時刻(契約者が当社に修理の請求をした時刻又はその時刻以前に当社がそのことを知った場合はその知った時刻とします。)から起算して 15 分未満に故障を回復できなければ、次の表に定める 1 回の連続した故障回復までの時間に応じて料金を返還します。「可用性」について基準値「15 分未満」に達しなかった場合が1の暦月において複数回となるときは、月額利用料金の 30 分の 7 を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

故障回復までの時間	料金返還額
15 分以上 1 時間未満の場合	月額利用料金の 30 分の 1
1 時間以上 2 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 1
2 時間以上 3 時間未満の場合	月額利用料金の 10 分の 1
3 時間以上 4 時間未満の場合	月額利用料金の 15 分の 2
4 時間以上 5 時間未満の場合	月額利用料金の 6 分の 1
5 時間以上 6 時間未満の場合	月額利用料金の 5 分の 1
6 時間以上の場合	月額利用料金の 30 分の 7

(2) 遅延時間

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の下記表内に定める提供区間において、当社が別に定める方法によりパケットの 往復に要する時間(往復遅延時間)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における往復遅延時間の月次平 均時間とします。1の暦月において、各提供区間のうち月次平均時間が表中のそれぞれの基準値を超える区間があった 場合、当社は月額利用料金の 1/30 を返還します。

提供区間	基準値(遅延時間)
Intra-Japan(日本国内)	25ms
Intra-Asia(アジア域内)	95ms
Intra-US(米国内)	60ms
Intra-Europe(欧州内)	35ms
Trans-Atlantic(米欧間)	90ms
Japan-US(日米間)	130ms
Japan-Europe(日欧間)	300ms

(3) パケットロス

当社は、グローバル IP ネットワーク網内の「(2) 遅延時間」の表中の提供区間において、当社が別に定める方法によりパケット損失率(その提供区間の一端から送信されたパケットの当該提供区間における損失率をいいます)を測定し、その値の平均を該当提供区間の1の暦月における平均パケット損失率とします。1の暦月において、いずれかの提供区間において平均パケット損失率が基準値「0.3%」を超えた場合、当社は月額利用料金の1/30を返還します。

(4) その他

(1)から(3)の規定による料金返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、月額利用料金を上限として、それぞれの料金返還金額の合計を返還します。

3) 返還対象月額利用料金

料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、料金返還の事由が発生した暦月の利用料金となります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。

なお、利用料金について、複数回線分が合算で規定されている等して回線毎の利用料金が明確に規定されていない場合は、各回線の品目(帯域)に応じて按分することにより、料金返還対象の回線に係る利用料金を算出し、それを料金返還額の算定に理容するものとします。

4) 返還申請

料金返還額の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、 故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLAに係る料金返還は行いません。

5) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

- (1)「可用性」に係る SLA 対象外事項
 - (i) 本規約第22条(利用中止)の規定によりグローバル IP ネットワークサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知した場合、又は本規約第23条(利用停止)の規定により利用停止としている場合
 - (ii) サービス提供範囲外における故障の場合
- (2)「遅延時間」「パケットロス」に係る SLA 対象外事項
 - (i) その暦月中連続して利用中止又は利用停止があった場合
- (3) 全項目共通の SLA 対象外事項
 - (i) 契約者からの御要望による試験、工事等の場合
 - (ii) 契約者からの返還申請がなかった場合
 - (iii) 天災等、当社の不可抗力による場合
 - (iv) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
 - (v) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合

(別紙4)スマートコンテンツデリバリー提供条件書

1. サービスメニュー

スマートコンテンツデリバリー提供条件書で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

			種類	SLA
	ス	リバースプロキシーキ	ナッシュ	対象
グローバル IP ネットワークサービス フェートコンテンツデリバリ	マー 付加サービス	SSL サービス	対象外	
ネットワークサービス	ネットワークサービス		海外配信(米国配信)	対象外
	テン		海外配信(欧州配信)	対象外
	ツデ		削除	削除
	バ	削除		削除
	ĺ	削除	削除	削除
			削除	削除
		中国配信		対象外
		リバースプロキシーキ	・ヤッシュ(アドバンス)	対象
		付加サービス	SSL サービス	対象外
			詳細レポート機能	対象外
			リアルタイムレポート	対象外
			ルールズエンジン	対象外
			パフォーマンス解析	対象外
			トークン認証	対象外
			オリジンロードバランシング/フェール	対象外
			オーバー機能	
			国別アクセス制限機能	対象外
			ストレージ	対象外
			クエリーストリングキャッシュ	対象外
			クエリーストリングロギング	対象外
			コンテンツ圧縮機能	対象外
			オリジンシールド機能	対象外
			RSYNC/SFTP サービス	対象外
	ストリーミング	-	対象外	
	付加サービス	詳細レポート機能	対象外	
			リアルタイムレポート	対象外
			トークン認証	対象外
			ストレージ	対象外
			SWF Verification	対象外
			Flash Server Side Archiving	対象外
			Flash Protocol Restriction	対象外

2. 概要

スマートコンテンツデリバリーは、グローバルIPネットワーク又は当社の指定するネットワーク上で提供されるコンテンツ配信サービスです。

3. リバースプロキシーキャッシュ提供条件

- 1)エンドユーザから契約者のコンテンツへのアクセスに対して、オリジンサーバに代わって当社のグローバルIPネットワーク上に分散配置された専用キャッシュサーバから代理配信するコンテンツ配信サービスです。
- 2)提供範囲は、グローバル IP ネットワーク上に設置されている DNS システムとキャッシュサーバになります。
- 3)契約の単位は FQDN 毎です。
- 4)契約期間はサービス利用開始日から起算して1年間です。契約期間満了の1ヶ月前までに契約者又は当社より相手に契約解除又は契約内容変更の申し出がない場合、契約期間は1年間自動更新されたものとみなします。

- 5)サービスプランは別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 6)一つの FQDN に対するグローバル DNS サービス機能を含んでいます。
- 7)本サービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery サービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
- 8)サービスプランに含まれたデータ配送量を超えた場合は、申込書に定められたリバースプロキシーキャッシュ使用料(加算額)を 頂きます。
- 9)ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用
 - リバースプロキシーキャッシュ工事費
 - 〇月額利用料金
 - リバースプロキシーキャッシュ使用料(基本額)*1
 - リバースプロキシーキャッシュ使用料(加算額)*2
 - (*1) 基本額とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用データ配送量がサービスプランに含まれるデータ配送量を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。
 - (*2) 加算額とは、サービスプランに含まれるデータ配送量を超えた超過データ配送量(*3)の使用料です。
 - (*3) 超過データ配送量計測方法
 - i) 月末に、契約者が指定した国内及び海外に設置されたキャッシュサーバから代理配信された一ヵ月間(日本標準時間JSTによる1日の午前0時から末日の午後12時)のデータ配送量を当社の計測機器によって測定いたします。
 - ii) i)の配送量を合計します。
 - iii) ii)で得られた合計値からご契約のサービスプランに含まれるデータ配送量を引いたものが超過データ配送量 になります。

4. 削除

- 5. リバースプロキシーキャッシュカスタマーポータル
- 1) リバースプロキシーキャッシュをご利用の契約者の利便性を高めるために無料で提供する機能です。カスタマーポータルで提供する情報及び機能は以下の通りです。
 - (1)キャッシュサーバの配信帯域(Mbps)
 - (2)キャッシュサーバの月間配信量(MB)
 - (3)キャッシュされているコンテンツの強制削除
 - (4)アクセスログのダウンロード
- 2) FQDN 毎の提供になります。
- 3) Web インターフェースのご提供となります。そのため、契約者の使用するブラウザを当社指定のバージョンにしていただくことが 前提となります。
- 4) 本レポートの表示データについては、一部または全部の欠落及び異常が生じる場合があります。
- 6. リバースプロキシーキャッシュ付加サービス提供条件
- 1) SSL サービス
 - (1) SSL(Secure Socket Layer)サービスは、リバースプロキシーキャッシュの利用に際し、コンテンツ配信時のパケットを暗号 化するするサービスです。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) SSL で使用する鍵は契約者にてご用意いただきます。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。 日本及び海外の複数の地域にて SSL サービスをご利用になる場合、本付加サービスに係る料金はご利用地域毎に発生 します。
 - (5) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery サービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (6) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用
 - SSL サービス工事費
 - SSL サービス工事費(米国): 米国配信で SSL サービスをご利用になる場合
 - SSL サービス工事費(欧州):欧州配信で SSL サービスをご利用になる場合
 - 〇月額利用料金
 - SSL サービス使用料
 - SSL サービス使用料(米国):米国配信で SSL サービスをご利用になる場合 SSL サービス使用料(欧州):欧州配信で SSL サービスをご利用になる場合
- 2) 海外配信(米国配信、欧州配信)

- (1)海外配信(米国配信、欧州配信)とは、海外(米国又は欧州)に設置されたキャッシュを利用してコンテンツ配信を行うサービスです。
- (2)リバースプロキシーキャッシュをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) その他詳細な技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery サービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
- (4)リバースプロキシーキャッシュに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。 なお、料金はご利用地域毎に発生します。
- (5)ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - (i) リバースプロキシーキャッシュにて海外配信をご利用の場合
 - 〇初期費用

リバースプロキシーキャッシュ工事費(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合 リバースプロキシーキャッシュ工事費(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合

〇月額利用料金

リバースプロキシーキャッシュ使用料(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合 リバースプロキシーキャッシュ使用料(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合

(ii) 削除

7. リバースプロキシーキャッシュに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

リバースプロキシーキャッシュをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は「可用性」の1項目になります。万が一サービス品質が基準値に達しなかった場合は、「4.返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたってお申込み、追加料金は必要ありません。

2) 保証内容

- (1) 当社は、リバースプロキシーキャッシュが 100%利用可能であることを目標としています。
- (2) 削除
- (3) 付加サービス及び「5. リバースプロキシーキャッシュカスタマーポータル」で規定するカスタマーポータルは SLA の対象 外です。

3) 計測方法

- (1) 契約者には、当社が用意する試験用コンテンツを当社指定の方法で契約者のオリジンサーバに保存いただきます。
- (2) 当社は、当社の SLA 計測機器により試験用コンテンツをキャッシュサーバから取得し、連続して 15 分間取得確認できないことがない場合、リバースプロキシーキャッシュサービスが 100%利用可能であるとみなします。

4) 返還方針

- (1) 当社は、「3).計測方法」で定義した方法で1日のうち1度でも 100%に満たなかった場合、当該暦月の月額利用料金の 30 分の1を返還いたします。ただし、1日のうち 100%に満たなかった場合が複数回あった場合であってもその1日の返還金額の上限は当該暦月の月額利用料金の 30 分の 1 とします。
- (2) 料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、当該暦月の利用料金のうち、「リバースプロキシーキャッシュ使用料(基本額)」に該当するものに限ります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象の利用料金となります。なお、複数 FQDN 分の利用料金が合算にて規定されている等して FQDN 毎の利用料金が不明確な場合は、合算利用料金を合算対象となっている FQDN 数で割ることにより返還対象の FQDN に係る利用料金を算出し、それに基づき料金返還額を算出するものとする。
- (3) 当社は、1の暦月において、料金返還の対象となる事象が発生した日が複数となる場合は、(2)に規定する月額利用料金を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

5) 返還申請

料金返還の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 60 日以内に当社まで返還申請をして下さい。通常、返還処理は翌月分の請求時に実施されますが、 故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

6) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務) 第4項の規定を適用します。

- (1) 契約者からの要望による試験、工事等の場合
- (2) 契約者のオリジンサーバの障害等、当社の責めによらない障害が発生した場合
- (3) 契約者の故意または過失により、試験用コンテンツがキャッシュサーバから取得できなかった場合
- (4) 料金返還の対象となる事象が発生した時点において、リバースプロキシーキャッシュが本規約第22条(利用中止)又は本規約第23条(利用停止)に基づき利用ができない状態の場合
- (5) 契約者からの返還申請がなかった場合

- (6) 天災等当社の合理的な支配を超える事由を含む不可抗力による場合
- 8. 中国配信提供条件
- 1) 中国配信は、中国に設置されたキャッシュサーバを利用してコンテンツ配信を行うサービスです。
- 2) 提供範囲は、当社の指定するネットワーク上に設置されている DNS システムとキャッシュサーバになります。
- 3) 契約の単位は FQDN 毎です。
- 4) リバースプロキシーキャッシュとは別の FQDN でのご利用となります。
- 5) サービスプランは別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 6) 中国配信ではストリーミング、SSL サービスは提供しておりません。
- 7) 契約期間は本サービスの利用を開始した日から起算して一年間です。
- 8) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery サービスご利用時の技術情報(中国配信オプション)」に従うものとします。
- 9) 中華人民共和国の規制により、不適切と判断されたコンテンツが無断で削除される場合がございます。本件について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 10)本サービスのご利用には、中国ICPライセンス登録申請が必要となります。そのため、契約者と当社が別途定める中国の事業者(ここでいう事業者とは、Blue I.T.社を指します)の間で、下記の契約を締結いただきます。また、中国ICPライセンスの登録支援及び管理費として申込書に定める料金をお支払いいただきます。
 - ① 契約者の拠点が中国にある場合
 - ・「Information Compliance Management Agreement」、並びに「Letter of Authorization of ICP Recordal 」を締結いた だきます。
 - ・ 初期費用として「ICP登録申請サポート費」をお支払いいただきます。
 - ② 契約者の拠点が中国にない場合
 - 「Information Compliance Management Agreement」、並びに「Letter of Authorization of ICP Recordal (2種類)」の計3書類を締結いただきます。
 - ・ 初期費用として「ICP登録申請サポート費」を、月額費用として「ICP登録管理料」をお支払いいただきます。
- 11) 中国配信専用のカスタマーポータルをご利用いただけます。中国配信をご利用の契約者の利便性を高めるために無料で提供する機能です。
 - i) 本カスタマーポータル上で提供する情報及び機能は以下の通りです。
 - ・中国配信用キャッシュサーバの可用性
 - ・中国配信用キャッシュサーバの配信帯域
 - ・中国配信用キャッシュサーバの配信量
 - ・キャッシュされているコンテンツの強制更新
 - ・アクセスログのダウンロード
 - パスワード変更
 - ii) FQDN 毎の提供になります。
 - iii) Web インターフェースのご提供となります。そのため、契約者の使用するブラウザを当社指定のバージョンにしていただくことが前提となります。
 - iv) 中国標準時間(CST)での表示になります。
 - v) レポートの表示データについては、一部または全部の欠落及び異常が生じる場合があります。
 - vi)レポートの表示期間には、別途定める制限があります。
- 12) 当社は別途定める方法により、中国配信に係る課金対象トラフィックを計測します。
- 13) 中国配信には SLA はありません。
- 14) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用
 - リバースプロキシーキャッシュ工事費(中国)
 - 〇月額利用料金
 - リバースプロキシーキャッシュ使用料(中国・基本額)*1
 - リバースプロキシーキャッシュ使用料(中国・加算額)*2
 - (*1) 基本額とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用データ配送量がサービスプランに含まれるデータ配送量を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。
 - (*2) 加算額とは、サービスプランに含まれるデータ配送量を超えた超過データ配送量(*3)の使用料です。
 - (*3) 超過データ配送量計測方法
 - i) 月末に、契約者が指定した中国に設置されたキャッシュサーバから代理配信された一ヵ月間のデータ配送量を当社が別途定める方法によって測定いたします。
 - ii) の配送量を合計します。
 - iii) ii)で得られた合計値からご契約のサービスプランに含まれるデータ配送量を引いたものが超過データ配送量になります。
- 9. リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)提供条件
- 1) エンドユーザから契約者のコンテンツへのアクセスに対して、オリジンサーバに代わって当社の指定するネットワーク上に分散配置された専用キャッシュサーバから代理配信するコンテンツ配信サービスです。

- 2) 提供範囲は、当社の指定するネットワーク上に設置されている DNS システムとキャッシュサーバになります。
- 3) 契約の単位は FQDN 毎です。
- 4) 契約期間はサービス利用開始日から起算して1年間です。契約期間満了の1ヶ月前までに契約者又は当社より相手に契約解除又は契約内容変更の申し出がない場合、契約期間は1年間自動更新されたものとみなします。
- 5) サービスプランは別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 6) 一つの FQDN に対するグローバル DNS サービス機能を含んでいます。
- 7) 本サービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Deliveryアドバンスご利用時の技術情報」に 従うものとします。
- 8) サービスプランに含まれたデータ配送量または帯域を超えた場合は、申込書に定められたリバースプロキシーキャッシュ使用料(加算額)を頂きます。
- 9) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

リバースプロキシーキャッシュ工事費

- 〇月額利用料金
 - リバースプロキシーキャッシュ使用料(基本額)
 - リバースプロキシーキャッシュ使用料(加算額)
- 10) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)には2種類の課金方式があります。いずれかの方式を事前にお選びいただき、それにより算出した課金対象使用量と申込書に定める料金に基づき毎月のご利用料金を決定いたします。
 - (1) 配送量課金方式

配送量課金方式とは、キャッシュサーバから配信される情報量の測定を配送量(情報量)にて測定し、その測定された配送量(GB)を対象課金として月額費用を決定する方法です。

- (i) サービスプランは申込書に定めます。
- (ii) 契約者は、月額の利用料金として、リバースプロキシーキャッシュ使用料(基本額)とリバースプロキシーキャッシュ使用料(加算額)を合算した額をお支払いただきます。
- (iii) リバースプロキシーキャッシュ使用料(基本額)とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用データ配送量がサービスプランに含まれるデータ配送量を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。
- (iv) リバースプロキシーキャッシュ使用料(加算額)とは、サービスプランに含まれるデータ配送量を超えた超過データ配送量1GBごとに申込書に規定する料金額を乗じて得た額とします。
- (v) 配送量の測定は、測定対象期間において、キャッシュサーバから配送されるデータ配送量を一定時間ごとに測定し、その総測定値を当社の指定する機器により測定します。配送量の測定単位は1GBを単位とし、端数は切り上げるものとします。
- (2) 帯域課金方式

帯域課金方式とは、キャッシュサーバから配信される情報量の測定を配信帯域にて測定し、その測定された情報量(Mbps)を課金対象として月額費用を決定する方法です。

- (i) サービスプランは申込書に定めます。
- (ii) 契約者は、月額の利用料金としてリバースプロキシーキャッシュ使用料(基本額)とリバースプロキシーキャッシュ使用料 (加算額)を合算した額をお支払いただきます。
- (iii) リバースプロキシーキャッシュ使用料(基本額)とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用帯域がサービスプランに含まれる帯域を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。
- (iv) リバースプロキシーキャッシュ使用料(加算額)とは、サービスプランに含まれる帯域を超えた超過帯域1Mbpsごとに申込書に規定する料金額を乗じて得た額とします。
- (v) 帯域の測定は、測定対象期間において、キャッシュサーバから配送される帯域を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値を当社が指定する機器により測定します。上位5%を除外した後の最も高い測定値が課金対象値となります。帯域の測定は1Mbpsを単位とし、端数は切り上げるものとします。
- 10. リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)カスタマーポータル
- 1) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者の利便性を高めるために無料で提供する機能です。カスタマーポータルで提供する情報及び機能は以下の通りです。
 - (1)キャッシュサーバの配信帯域
 - (2)キャッシュサーバの配送量
 - (3)キャッシュされているコンテンツの強制削除
 - (4)コンテンツのキャッシュサーバへのアップロード
 - (5)アクセスログのダウンロード
 - (6)ヒット率
- 2) FQDN 毎の提供になります。
- 3) Web インターフェースのご提供となります。そのため、契約者の使用するブラウザを当社指定のバージョンにしていただくことが

前提となります。

- 4) 本レポートの表示データについては、一部または全部の欠落及び異常が生じる場合があります。
- 11. リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)付加サービス提供条件
- 1) SSL サービス
 - (1) SSL(Secure Socket Layer)サービスは、リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)の利用に際し、コンテンツ配信時のパ ケットを暗号化するするサービスです。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いい ただきます。
 - (4) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery アドバンスご利用時の技術情報」に従うものとし ます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

SSL サービス工事費

〇月額利用料金

SSL サービス使用料

- 2) 詳細レポート機能
 - 詳細レポート機能とは、ポータル上で提供する基本レポート機能に加え、地域配信状況、配信プロトコル毎の配信状況 等の詳細解析機能です。
 - リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - その他詳細な技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery アドバンスご利用時の技術情報」に従うものと します。
 - リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払い いただきます。
 - ご請求する料金の種類は以下の通りです。 (5)
 - 〇初期費用

詳細レポート機能工事費

〇月額利用料金

詳細レポート機能使用料

- 3) リアルタイムレポート
 - (1) リアルタイムレポートは、キャッシュサーバで配信しているトラフィック状況をほぼリアルタイムで表示する機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いい ただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

リアルタイムレポート工事費

〇月額利用料金

リアルタイムレポート使用料

- 4) ルールズエンジン
 - (1) ルールズエンジンは、複数のルールを組み合わせてキャッシュの仕方をカスタマイズする機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いい ただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

ルールズエンジン工事費

〇月額利用料金

ルールズエンジン使用料

- 5) パフォーマンス解析

 - (1) パフォーマンス解析はお客様サイトに対するアクセスを分析する機能です。 (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いた だきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。

- 〇初期費用
 - パフォーマンス解析工事費
- 〇月額利用料金

パフォーマンス解析使用料

- 6) トークン認証
 - (1) トークンによりクライアントアクセスの認証を行う機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

トークン認証工事費

〇月額利用料金

トークン認証使用料

- 7) オリジンロードバランシング/フェイルオーバー
 - (1) オリジンロードバランシング/フェイルオーバーは、複数のオリジンサーバを指定した際に、ロードバランシングかフェイル オーバーのどちらかを選択できる機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

オリジンロードバランシング/フェイルオーバー工事費

〇月額利用料金

オリジンロードバランシング/フェイルオーバー使用料

- 8) 国別アクセス制限機能
 - (1) 国別アクセス制限機能とは、選択した国(あるいは地域)からのアクセスを制限、あるいは選択した国からのみ許可することができる機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

国別アクセス制限工事費

〇月額利用料金

国別アクセス制限使用料

- 9) ストレージ
 - (1) ストレージサーバに配信ログなどの保存ができる機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

ストレージ機能工事費

〇月額利用料金

ストレージ機能使用料

- 10) クエリーストリングキャッシュ
 - (1) クエリーストリングキャッシュとは、クエリーストリングをキャッシュするか否かを設定することができる機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

クエリーストリングキャッシュ工事費

〇月額利用料金

クエリーストリングキャッシュ使用料

- 11) クエリーストリングロギング
 - (1) クエリーストリングロギングとは、クエリーストリングをアクセスログに記録するか否かを設定する機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

クエリーストリングロギングエ事費

〇月額利用料金

クエリーストリングロギング使用料

- 12) コンテンツ圧縮機能
 - (1) コンテンツ圧縮機能とは、指定した条件にマッチしたコンテンツを圧縮して配信する機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用
 - コンテンツ圧縮工事費
 - 〇月額利用料金

コンテンツ圧縮使用料

- 13) オリジンシールド機能
 - (1) オリジンシールド機能とは、キャッシュサーバを多段構成とし、オリジンサーバへアクセスするキャッシュサーバを減らすことができる機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

オリジンシールド機能工事費

〇月額利用料金

オリジンシールド機能使用料

- 14) RSYNC/SFTP サービス
 - (1) ストレージサーバとお客様サーバのディレクトリを自動的に同期をとることができる機能です。
 - (2) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

RSYNC/SFTP サービス工事費

〇月額利用料金

RSYNC/SFTP サービス使用料

- 12. リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)に係るサービス品質保証(SLA)
- 1) 概要

リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)をご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容は「可用性」の 1項目になります。万が一サービス品質が基準値に達しなかった場合は、「4.返還方針」に従い料金を契約者に返還します。SLA の適用にあたってお申込み、追加料金は必要ありません。

- 2) 保証内容
 - (1) 当社は、リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)が 100%利用可能であることを目標としています。
 - (2) ストリーミングサービス、付加サービス及び「9.リバースプロキシーキャッシュ(アドバンス)カスタマーポータル」にて規定するカスタマーポータルは SLA の対象外です。

3) 計測方法

当社は、当社が別に定める方法によりキャッシュサーバからコンテンツを取得し、連続して 15 分間取得確認できないことがない場合、リバースプロキシーキャッシュサービスが 100%利用可能であるとみなします。

4) 返還方針

- (1) 当社は、「3).計測方法」で定義した方法で1日のうち1度でも100%に満たなかった場合、当該暦月の月額利用料金の30分の1を返還いたします。ただし、料金返還の対象となる状況が発生した時刻から24時間のうち100%に満たなかった場合が複数回あった場合であってもその24時間の返還金額の上限は当該暦月の月額利用料金の30分の1とします。
- (2) 料金返還額の算定の際に使用する月額利用料金は、当該暦月の利用料金のうち、「リバースプロキシーキャッシュ使用料 (基本額)」に該当するものに限ります。ただし、当該暦月において利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が対象 の利用料金となります。なお、複数 FQDN 分の利用料金が合算にて規定されている等して FQDN 毎の利用料金が不明確な 場合は、合算利用料金を合算対象となっている FQDN 数で割ることにより返還対象の FQDN に係る利用料金を算出し、それに基づき料金返還額を算出するものとします。
- (3) 当社は、1の暦月において、料金返還の対象となる事象が発生した日が複数となる場合は、(2)に規定する月額利用料金を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

5) 返還申請

料金返還の対象となる状況が発生した場合、契約者は当該状況が発生した日から起算して 20 日以内に当社まで返還申請をして下さい。通常、返還処理は翌月分の請求時に実施されますが、 故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。

6) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

- (1) 契約者からの要望による試験、工事等の場合
- (2) 契約者のオリジンサーバの障害等、当社の責めによらない障害が発生した場合
- (3) DNS に係る不具合等当社の直接的な支配外での障害
- (4) 料金返還の対象となる事象が発生した時点において、リバースプロキシーキャッシュが本規約第22条(利用中止)又は本規約第23条(利用停止)に基づき利用ができない状態の場合
- (5) 天災等当社の合理的な支配を超える事由を含む不可抗力による場合
- (6) SLA 計測機器の故障により、誤って SLA 違反だと報告された場合
- (7) 当社の定める期限内に SLA 違反に係る返還申請がなかった場合

13. ストリーミング提供条件

- 1)映像や音楽をストリーミング形式で配信するサービスです。当社の指定するネットワーク上に分散配置されたストリーミングサーバ上にあらかじめ蓄積されたファイルの再生を行う On-demand 形式と、映像の記録や配信と同時に再生のできる Live 形式をサポートいたします。
- 2) 提供範囲は、当社の指定するネットワーク上に設置されているストリーミングサーバになります。
- 3) 契約の単位は FQDN 毎です。
- 4) ストリーミング配信可能フォーマットは Microsoft Windows Media と FMS です。
- 5) On-demand 形式、Live 形式ともに提供可能なログ形式は当社指定のフォーマットになります。
- 6) 契約期間はサービス利用開始日から起算して1年間です。契約期間満了の1ヶ月前までに契約者又は当社より相手に契約解除又は契約内容変更の申し出がない場合、契約期間は1年間自動更新されたものとみなします。
- 7) サービスプランは別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 8) 一つの FQDN に対するグローバル DNS サービス機能を含んでいます。
- 9) 本サービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツサービス(アドバンス)ご利用時の技術情報」に従うものとします。
- 10) 本サービスはSLAの対象外です。
- 11) サービスプランに含まれたデータ配送量または帯域を超えた場合は、申込書に定められたストリーミング使用料(加算額)を頂きます。
- 12) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

ストリーミングエ事費

〇月額利用料金

ストリーミング使用料(基本額)

ストリーミング使用料(加算額)

13) ストリーミングサービスには2種類の課金方式があります。いずれかの方式を事前にお選びいただき、それにより算出した課金対象使用量と申込書に定める料金に基づき毎月のご利用料金を決定いたします。

(1) 配送量課金方式

配送量課金方式とは、ストリーミングサーバから配信される情報量の測定を配送量(情報量)にて測定し、その測定された配送量(GB)を対象課金として月額費用を決定する方法です。

- (i) サービスプランは申込書に定めます。
- (ii) 契約者は、月額の利用料金として、ストリーミング使用料(基本額)とストリーミング使用料(加算額)を合算した額をお支払いただきます。
- (iii) ストリーミング使用料(基本額)とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用データ配送量がサービスプランに含まれるデータ配送量を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。
- (iv) ストリーミング使用料(加算額)とは、サービスプランに含まれるデータ配送量を超えた超過データ配送量1GBごとに申込書に規定する料金額を乗じて得た額とします。
- (v) 配送量の測定は、測定対象期間において、ストリーミングサーバから配送されるデータ配送量を一定時間ごとに測定し、 その総測定値を当社の指定する機器により測定します。配送量の測定単位は1GBを単位とし、端数は切り上げるものと します。

(2) 帯域課金方式

帯域課金方式とは、ストリーミングサーバから配信される情報量の測定を配信帯域にて測定し、その測定された情報量 (Mbps)を課金対象として月額費用を決定する方法です。

- (i) サービスプランは申込書に定めます。
- (ii) 契約者は、月額の利用料金としてストリーミング使用料(基本額)とストリーミング使用料(加算額)を合算した額をお支払 いただきます。
- (iii) ストリーミング使用料(基本額)とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用帯域がサービスプランに含まれる帯域を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。
- (iv) ストリーミング使用料(加算額)とは、サービスプランに含まれる帯域を超えた超過帯域1Mbpsごとに申込書に規定する料金額を乗じて得た額とします。
- (v) 帯域の測定は、測定対象期間において、ストリーミングサーバから配送される帯域を一定時間ごとに測定し、その総測 定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値を当社が指定する機器により測定します。上位5%を除外した後の最 も高い測定値が課金対象値となります。帯域の測定は1Mbpsを単位とし、端数は切り上げるものとします。

14. ストリーミングカスタマーポータル

- 1) ストリーミングをご利用の契約者の利便性を高めるために無料で提供する機能です。カスタマーポータルで提供する情報及び機能は以下の通りです。
 - (1)ストリーミングサーバの配信帯域
 - (2)ストリーミングサーバの配送量
 - (3)アクセスログのダウンロード
- 2) FQDN 毎の提供になります。
- 3) Web インターフェースのご提供となります。そのため、契約者の使用するブラウザを当社指定のバージョンにしていただくことが前提となります。
- 4) 本レポートの表示データについては、一部または全部の欠落及び異常が生じる場合があります。
- 15. ストリーミング付加サービス提供条件
- 1) 詳細レポート機能
 - (1) 詳細レポート機能とは、ポータル上で提供する基本レポート機能に加え、地域配信状況、配信プロトコル毎の配信状況等の 詳細解析機能です。
 - (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細な技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery アドバンスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

詳細レポート機能工事費

〇月額利用料金

詳細レポート機能使用料

2) リアルタイムレポート

- (1) リアルタイムレポートは、キャッシュサーバで配信しているトラフィック状況をほぼリアルタイムで表示する機能です。
- (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery アドバンスご利用時の技術情報」に従うものとしま

す。

- (4) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

リアルタイムレポート工事費

〇月額利用料金

リアルタイムレポート使用料

- 3) トークン認証
 - (1) トークンによりクライアントアクセスの認証を行う機能です。
 - (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery アドバンスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

トークン認証工事費

〇月額利用料金

トークン認証使用料

- 4) ストレージ
 - (1) ストレージサーバに配信ログなどの保存ができる機能です。
 - (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery アドバンスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (4) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

ストレージエ事費

〇月額利用料金

ストレージ使用料

- 5) SWF Verification
 - (1) SWF Verification とは、正しい SWF ファイルを使っているか検証することによりセキュリティを高める機能です。
 - (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) FMS をお使いのお客様のみにご抵抗する付加サービスです。
 - (4) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery アドバンスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (5) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (6) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

SWF Verification 工事費

〇月額利用料金

SWF Verification 使用料

- 6) Flash Server Side Archiving
 - (1) 指定した SWF ファイルを検証することにより、不正なプレイヤーからのアクセスを防ぐことができる機能です。
 - (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
 - (3) FMS をお使いのお客様のみにご抵抗する付加サービスです。
 - (4) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery アドバンスご利用時の技術情報」に従うものとします。
 - (5) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
 - (6) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

Flash Server Side Archiving 工事費

〇月額利用料金

Flash Server Side Archiving 使用料

- 7) Flash Protocol Restriction
 - (1) フラッシュサーバーヘアクセスするプロトコルを制限する機能です。

- (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) FMS をお使いのお客様のみにご抵抗する付加サービスです。
- (4) その他詳細の技術条件は、当社が別に定める「Smart Content Delivery アドバンスご利用時の技術情報」に従うものとします。
- (5) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (6) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

Flash Protocol Restriction 工事費

〇月額利用料金

Flash Protocol Restriction 使用料

(別紙5)グローバルバーチャルリンク提供条件書

1. サービスメニュー

グローバルバーチャルリンク提供条件書(以下、「本提供条件書」といいます。)で規定するグローバル IP ネットワークサービスには以下のメニューがあります。

グローバル IP ネットワーク	種類	SLA
サービス	グローバルバーチャルリンク	対象

2. 概要

グローバルバーチャルリンクは、グローバル IP ネットワーク上で提供される仮想イーサネット専用サービスです。

3. サービス提供条件

- 1) サービスの提供範囲は、2つの POP の契約者指定回線の終端間です。サービスに自営端末設備やアクセスラインは含みません。
- 2) 契約の単位はリンク毎です。
- 3) POPの設置拠点は当社が別に申込書に定めます。
- 4) 料金メニューには固定型料金と従量型料金があります。
- 5) 従量型料金の月額利用料金は基本額及び加算額があり、その計算方法は別途当社が定めます。
- 6) 最低利用期間はサービス開始日から起算して一年間です。
- 7) 品目、利用プラン及び具体的な料金は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 8) ご請求する料金の種類は以下のとおりです。
 - 〇初期費用

通網工事費(トランジットサービス(VLINK))

〇月額利用料金

トランジットサービス(VLINK)使用料

4. グローバルバーチャルリンクに係るサービス品質保証(SLA)

1) 概要

グローバルバーチャルリンクをご利用の契約者すべてに SLA を適用させていただきます。保証内容及びサービス品質の基準に達しなかった場合の料金の返還は、「3)保証内容と返還方針」に従います。SLA の適用にあたって、お申込み、追加料金は必要ありません。

2) 定義

本提供条件書においては、以下の用語は以下のことを意味します。本提供条件書で示した定義は、本提供条件書のみに適用されます。

- (1) NTT Com バックボーンとは、当社がグローバルバーチャルリンクを提供する POP から構成され、当社が保有し運用する ネットワーク基盤を意味します。
- (2) ネットワーク故障とは、契約者のグローバルバーチャルリンクを連続して 15 分以上全くトラフィックが通過できない状態が 継続したことを当社が測定した事象を意味します。
- (3) 遅延時間とは、当社が測定する NTT Com バックボーン内の契約者のグローバルバーチャルリンクを提供するために用いられる経路におけるパケットの往復に要する時間の、1の暦月における平均値を意味します。
- (4) パケットロスとは、当社が測定する NTT Com バックボーン内の契約者のグローバルバーチャルリンクを提供するために 用いられる経路におけるパケットの、1の暦月における平均損失率を意味します。
- (5) ジッタとは、当社が測定する NTT Com バックボーン内の契約者のグローバルバーチャルリンクを提供するために用いられる経路におけるパケットの伝送時間のゆらぎを意味します。
- (6) 返還対象月額利用料金とは、料金返還の事由が発生した暦月の月額利用料金(従量型料金の加算額を除きます。以下、同じとします。)となります。ただし、当該暦月において月額利用料金の日割りが行われた場合は、日割り額が返還対象月額利用料金となります。

3) 保証内容と返還方針

(1) 可用性

当社は、契約者の責めによらない理由により、契約者のグローバルバーチャルリンクのネットワーク故障が生じた場合、契約者のグローバルバーチャルリンクのネットワーク故障の1の暦月における累積時間(1時間に満たない端数は1時間に切上げします。)の1時間毎に返還対象月額料金の1日相当分の金額を返還します。

(2) 遅延時間

当社は、契約者のグローバルバーチャルリンクの該当する NTT Com バックボーンの区間の遅延時間が1の暦月において当社のホームページに定める基準値を超過した場合、返還対象月額利用料金の1日相当分の金額を返還します。

(3) パケットロス

当社は、1の暦月において契約者のグローバルバーチャルリンクのパケットロスが 0.3%を超過した場合、返還対象月額利

用料金の1日相当分の金額を返還します。

(4) 平均ジッタ

当社は、1の暦月において、契約者のグローバルバーチャルリンクのジッタの平均値が 0.25ms を超過した場合、返還対象 月額利用料金の1日相当分の金額を返還します。

(5) 最大ジッタ

当社は、1の暦月において、1の測定における契約者のグローバルバーチャルリンクのジッタの最大値が 10ms を超える回数が全測定回数の 0.1%を超えた場合、返還対象月額利用料金の1日相当分の金額を返還します。

4) 測定

当社は、定期的に(平均して5分毎に)、当社の指定するPOPにおいてトラフィック及び応答を測定できるソフトウェア及びハードウェアを用いて SLA に係る値を測定します。この場合、全ての POP が直接的に測定されるものではなく、また契約者のパケットを伝送した経路と同一の経路が測定されるとは限りません。

SLA に係る料金返還を受けるためには、契約者は当社に返還申請を行う必要があります。返還申請のない場合、SLA に係る料金返還は行いません。可用性に係る料金返還は、ネットワーク故障のあった日から 60 日以内に返還申請をしてください。遅延時間、パケットロス、平均ジッタ又は最大ジッタに係る料金返還は、当該月末から 60 日以内に返還申請をしてください。通常、返還処理は申請された翌月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。

本 SLA の如何なる規定にも関わらず、1の暦月の返還額の合計は、返還対象月額利用料金の額を超えないものとします。

6) 対象外事項

下記の場合においては SLA 対象外となります。この場合の料金の取り扱いについては、本規約第27条(利用料金の支払い義務)第4項の規定を適用します。

- (1) 以下の事項に起因し又は関係した不具合による場合
 - (i) 天災等、当社の不可抗力による場合
 - (ii) サービス提供範囲外における故障の場合
 - (iii) 計画的または緊急の保守や更改による場合
 - (iv) 当社の直接的な支配外にある DNS に係る不具合等の場合
 - (v) 計測機器の故障等により、誤って SLA 対象と報告された場合
 - (vi) 過失、意図的な不正行為、本規約に違反した契約者または契約者が指示した他の者による作為または不作為の場合
- (2) 当該グローバルバーチャルリンクが以下の状態にある場合
 - (i) 可用性について、当社がネットワーク故障を観測した時点において利用中止または利用停止となっていた場合
 - (ii) 遅延時間、パケットロス、平均ジッタ、最大ジッタについて、当該暦月の全期間において利用中止または利用停止となっていた場合
 - (iii) 遅延時間、パケットロス、平均ジッタ、最大ジッタについて、当該暦月に契約の締結若しくは解除があった場合

附 則(平成19年9月18日 グGIN第700231号)

(実施期日)

この規約は、平成19年9月28日から実施します。

附 則(平成 20 年 4 月 25 日 グGIN第 800027 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年4月30日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 附 則(平成 21 年 1 月 29 日 グGIN第 800057 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年2月2日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとしま す
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従 前の通りとします。
- 4 この附則実施の際現に、グローバル IP ネットワークサービス利用規約で提供するスマートコンテンツデリバリー契約者は、当社が提供するグローバル IP ネットワークサービス利用規約の規定により、次の条件で引き続き契約サービスを提供するものとします。

1) メニュー

	種類			SLA
グローバル IP	スマート	ストリーミング		対象外
ネットワーク	コンテン			
サービス	ツデリバ	付加サービス	海外配信(米国配信)	対象外
	リー			
			海外配信(欧州配信)	対象外

- 2) ストリーミング提供条件
- (1) 映像や音楽をストリーミング形式で配信するサービスです。ストリームサーバ上にあらかじめ蓄積されたファイルの再生を行う On-demand 形式と、映像の記録や配信と同時に再生のできる Live 形式をサポートいたします。
- (2) ストリーミング配信可能フォーマットは Microsoft Windows Media です。
- (3) サービスプランは別途申込書に定めます。
- (4) 契約期間はサービスの利用開始日から起算して一年間です。
- (5) On-demand 形式、Live 形式ともに提供可能なログ形式は当社指定のフォーマットになります。
- (6) 本サービスに係るその他詳細の技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツデリバリーご利用時の技術情報」に 従うものとします。
- (7) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 〇初期費用

ストリーミングエ事費

〇月額料金

ストリーミング使用料(基本額)*1

ストリーミング使用料(加算額)*2

- (*1) 基本額とは、申込書に定めるサービスプランの使用料です。その月のご利用データ伝送量がサービスプランに含まれるデータ伝送量を超えない場合であっても、基本額はお支払いいただきます。
- (*2) 加算額とは、サービスプランに含まれるデータ伝送量を超えた超過データ配送量(*3)の使用料です。
- (*3) 超過データ伝送量計測方法
 - i)月末に、契約者が指定した国内及び海外に設置されたキャッシュサーバから代理配信された一ヵ 月間(日本標準時間JSTによる1日の午前0時から末日の午後12時)のデータ伝送量を当社の計測機器によって測定いたします。
 - ii) i)の伝送量を合計します。
 - iii) ii)でで得られた合計値からご契約のサービスプランに含まれるデータ伝送量を引いたものが 超過データ伝送量になります。
- 3)海外配信(米国配信、欧州配信)
 - (1) 海外配信(米国配信、欧州配信)とは、海外(米国又は欧州)に設置されたキャッシュを利用してコンテンツ配信を 行うサービスです。

- (2) ストリーミングをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) その他詳細な技術条件は、当社が別に定める「スマートコンテンツデリバリーご利用時の技術情報」に従うものとします。
- (4) ストリーミングに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。 なお、料金はご利用地域毎に発生します。
- (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - (i) ストリーミングにて海外配信をご利用の場合
 - 〇初期費用

ストリーミング工事費(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合 ストリーミング工事費(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合

〇月額料金

ストリーミング使用料(米国):米国に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合 ストリーミング使用料(欧州):欧州に設置されたキャッシュサーバをご利用になる場合

4)ストリーミングに係るサービス品質保証(SLA) ストリーミングサービスは SLA の対象外です。

附 則(平成21年6月25日 グGIN第900095号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成21年6月25日 グGIN第900096号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年7月6日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとしま す。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 附 則(平成21年11月26日 グIPB第900427号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 附 則(平成23年1月17日 グIPB第000343-1号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 1 月 18 日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 附 則(平成 23 年 3 月 25 日 グ IPB 第 000493 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 附 則(平成23年7月4日 グIPB第100119号) (実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年7月6日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従 前の通りとします。

附 則(平成23年7月22日 グIPB第100151号) (実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年7月26日から実施します。
- 2 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成25年9月19日 NS才第300219号) この改正規定は、平成25年9月27日から実施します。

附 則(平成 25 年 11 月 22 日 NS ク第 300210 号) この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日 NSク第 300337 号) この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日 N S 才第 300504 号) この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成26年4月30日 NS才第400034号) この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。